

第四十三回国会
衆議院
法務委員會議録
第十号

昭和三十八年三月十九日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 高橋英吉君

理事 唐澤 俊樹君 理事 小島 徹三君

理事 田中伊三次君 理事 林 博君

理事 牧野 寛泰君 理事 坪野 米男君

上村千一郎君 小川 半次君

小金 義照君 竹山祐太郎君

千葉 三郎君 松本 一郎君

猪俣 浩三君 田中幾三郎君

志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 中垣 國男君

出席政府委員

警視總監 三輪 良雄君

法務政務次官 野本 品吉君

検事総長 津田 實君

検事 平賀 健太君

検事 竹内 壽平君

検事 齋藤 三郎君

公安調査庁長官 齋藤 三郎君

委員外の出席者

最高裁判所事務総長 下村 三郎君

最高裁判所事務総局総務局長 桑原 正憲君

最高裁判所事務総局総務局長 長井 澄君

最高裁判所事務総局総務局長 一課長

最高裁判所事務総局総務局長 仁分百合人君

専門員 小木 貞一君

三月十五日

商業登記法案(内閣提出第一四六号)

(予)

同月十八日

裁判制度の改善及び裁判力強化に関する請願(井出一太郎君紹介)(第二五二五号)は本委員会に付託された。

本日開議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件

商法中改正法律施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(予)

商業登記法案(内閣提出第一四六号)(予)

裁判所の司法行政に関する件

検察行政に関する件

○高橋委員長 これより会議を開きます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び商業登記法案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取することにいたします。野本政務次官。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

別表第四表名称の欄中「日下部簡易裁判所」を「山梨簡易裁判所」に、「石動簡易裁判所」を「小矢部簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「富山県西礪波郡石動町」を「小矢部市」に、「小倉市」を「北九州市小倉区」に、「八幡市」を「北九州市八幡区」に、「門司市」を「北九州市門司区」に改める。

別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「小金井市」を「小金井市小平市」に改め、「小平町」を削り、同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「中郡の内」及び同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「美園村」を削り、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩舟村」を「岩舟町」に、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「野木村」を「野木町」に改め、同表足利簡易裁判所の管轄区域の欄中「足利郡」を削り、同表日下部簡易裁判所の名称の欄中「日下部」を「山梨」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「登美丘町」を削り、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「千

種区」を「千種区 守山区」に改め、同表春日井簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山市」を削り、同表石動

簡易裁判所の項を次のように改める。

同表直方簡易裁判所の項、小倉簡易裁判所の項、折尾簡易裁判所の項及び門司簡易裁判所の項を次のように改める。

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原

簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町

小佐々町 吉井町 世知原町」に改め、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「江迎町 鹿町町 佐々町 小佐々町 吉井町 世知原町」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「栖本村」を「栖本町」に、「姫戸村」を「姫戸町」に、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「与論村」を「与論町」に改め、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「野内村」を削り、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「幌向村」を「南幌町」に、同表倶知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「京極村」を「京極町」に改め、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「野付郡」を削り、同表標津簡易裁判所の管轄区域の欄中「標津郡」を「標津町」に、同表通津簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴南町」を「琴南町」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十八年六月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

理由

最近における市町村の廢置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商業登記法案

目次

- 第一章 登記所及び登記官（第一
条―第五条）

第二章 登記簿等（第六―第十
三条）

第三章 登記手続

第一節 通則（第十四―第二
十六條）

第二節 商号の登記（第二十七
条―第四十二條）

第三節 未成年者及び後見人の
登記（第四十三―第
五十條）

第四節 支配人の登記（第五十
一条―第五十三條）

第五節 合名会社の登記（第五
十四―第七十三條）

第六節 合資会社の登記（第七
十四―第七十八條）

第七節 株式会社の登記（第七
十九―第九十三條）

第八節 有限会社の登記（第九
十四―第一百二條）

第九節 外国会社の登記（第百
三―第百六條）

第十節 登記の更正及び抹消
（第百七―第百十三
条）

第四章 雑則（第百十四―第百
二十條）

附則

第一章 登記所及び登記官

（管轄登記所）

第一条 商業登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてつかさどる。

（事務の委任）

第二条 法務大臣は、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

（事務の停止）

第三条 登記所においてその事務を停止しなければならない事故が生じたときは、法務大臣は、期間を定めて、その停止を命ずることができる。

（登記官）

第四条 登記所における事務は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

第五条 登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。以下この項において同じ。）が申請人であるときは、当該登記官は、その配偶者及び四親等内の親族以外の成年者二人以上の立会いがなければ、登記をすることができない。登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族が申請人を代表して申請するときも、同様とする。

2 前項の場合には、登記官は、調書を作り、立会人と共にこれに署名押印しなければならない。

第二章 登記簿等

（商業登記簿）

第六条 登記所に次の商業登記簿を備える。

- 一 商号登記簿
- 二 未成年者登記簿
- 三 後見人登記簿
- 四 支配人登記簿
- 五 合名会社登記簿
- 六 合資会社登記簿

七 株式会社登記簿

八 有限会社登記簿

九 外国会社登記簿

（登記簿等の持出禁止）

第七条 登記簿及びその附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

（登記簿の滅失と回復）

第八条 登記簿の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

（登記簿等の滅失防止）

第九条 登記簿及びその附属書類が滅失するおそれがあるときは、法務大臣は、必要な処分を命ずることができる。

（登記簿等の閲覧）

第十条 何人でも、登記簿の閲覧を請求することができる。登記簿の附属書類についても、利害関係がある部分に限り、同様とする。

（謄抄本の交付等）

第十一条 何人でも、手数料を納付して、登記簿の謄本又は抄本の交付を請求することができる。登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと又は登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明についても、同様とする。

2 何人でも、手数料のほか郵送料を納付して、登記簿の謄本若しくは抄本又は前項後段の規定による

証明書の送付を請求することができる。

（印鑑証明）

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人若しくは会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）による管財人である印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の証明書に準用する。

（手数料）

第十三条 前二条の手数料の額は、物価の状況、登記簿の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

第三章 登記手続

第一節 通則

（当事者申請主義）

第十四条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

（嘱託による登記）

第十五条 官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除くほか、申請による登記に関する規定を準用する。

（当事者出頭主義）

第十六条 登記の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、当事者又はその代理人が登記所に出席してしなければならない。

2 官庁による登記の嘱託については、嘱託者又はその代理人は登記所に出席することを要しない。
(登記申請の方式)

第十七条 登記の申請は、書面で行わなければならない。

2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所

二 代理人によつて申請するとき、その氏名及び住所

三 登記の事由

四 登記すべき事項

五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

六 登録税額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日

八 登記所の表示

3 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。

(申請書の添附書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するに、申請書にその権限を証する書面を添附しなければならない。

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある。

贈本を添附しなければならない。
(印鑑の提出)

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

2 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

3 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(受附)

第二十一条 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(受領証)

第二十二条 登記官は、登記の申請書その他の書面を受け取つた場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

(登記の順序)

第二十三条 登記官は、受附番号の順序に従つて登記をしなければならない。

(申請の却下)

第二十四条 登記官は、次の場合には、理由を附した決定で、申請を却下しなければならない。ただし、申請の不備が補正することができるものである場合において、

申請人が即日にこれを補正したときは、この限りでない。

一 事件がその登記所の管轄に属しないとき。

二 事件が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。

三 事件がその登記所においてすでに登記されているとき。

四 事件が申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五 第十六条第一項の規定に違反して、当事者又はその代理人が出頭しないとき。

六 申請書が方式に適合しないと

七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

八 申請書に必要な書面を添附しないとき。

九 申請書又はその添附書面の記載が申請書の添附書面又は登記簿の記載と抵触するとき。

十 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。

十一 申請につき理由すべき登記所を経由しないとき。

十二 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。

十三 事件が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十四 事件が法令の規定により使用を禁止された商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十五 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないので他の登記を申請したとき。

十六 事件が第三十五条第三項の規定に違反し、又は第三十六条第一項ただし書の規定に該当するとき。

十七 登録税を納付しないとき。
(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第十号の規定は、適用しない。

2 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添附しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添附を要しない。

3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付を請求することができる。

(行政区画等の変更)

第二十六条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

第二節 商号の登記
(類似商号登記の禁止)

第二十七条 商号の登記は、同市町村内においては、同一の営業のため他人が登記したものと判然区別することができないときは、することができない。

(登記事項等)

第二十八条 商号の登記は、営業所ごとにしなければならない。

2 商号の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 商号

二 営業の種類

三 営業所

四 商号使用者の氏名及び住所
(変更等の登記)

第二十九条 商号の登記をした者は、その営業所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地においては営業所移転の登記を、新所在地においては前条第二項各号に掲げる事項の登記を申請しなければならない。

2 商号の登記をした者は、前条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又は商号を廃止したときは、その登記を申請しなければならない。

(商号の譲渡又は相続の登記)

第三十条 商号の譲渡による変更の登記は、譲受人の申請によつてする。

3 商号の相続による変更の登記を申請するには、申請書に相続を証する書面を添附しなければならない。

(営業譲渡の際の免責の登記)

第三十一条 商法第二十六条第二項の登記は、譲受人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書を添附しなければならない。

(相続人による登記)

第三十二条 相続人が前三条の登記を申請するには、申請書にその資格を証する書面を添附しなければならない。

(商号の登記の抹消)

第三十三条 商法第三十一条の規定によつて商号の登記の抹消を申請する者は、申請書に抹消につき利害関係有することを証する書面を添附しなければならない。

2 第一百十条から第一百十二条までの規定は、前項の申請があつた場合に準用する。

3 登記官は、前項で準用する第一百十一條の規定により異議が理由があるとする決定をしたときは、第一項の申請を却下しなければならない。

第三十四条 第二十八條、第二十九條並びに第三十條第一項及び第二項の規定は、会社については、適用しない。

(商号の仮登記)

第三十五条 会社は、その本店を移転しようとするときは、移転すべ

き地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができる。

2 商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 商号

二 目的

三 本店を移転すべき市町村

四 本店

五 本店移転の登記までの予定期間

3 前項第五号の期間(以下「予定期間」という。)は、三年をこえることができない。

4 商号の仮登記をするには、政令で定める額の金銭を供託しなければならない。

第三十六条 会社は、政令で定める額の金銭を供託して、予定期間の伸長の登記を申請することができる。ただし、伸長により前条第三項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2 会社は、前条第二項第二号又は第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、その登記を申請しなければならない。

第三十七条 会社は、商号を変更したとき、その他商号の仮登記の必要がなくなつたときは、その抹消を申請しなければならない。

2 商法第三十一条及びこの法律第三十三條の規定は、会社が前項の規定による申請をしない場合に準用する。

第三十八条 商号の仮登記の申請書には、会社の登記簿の謄本、登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書及び供託物受入の記載が

ある供託書の謄本を添附しなければならない。

2 第三十六条又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添附しなければならない。

3 第三十六条第一項の登記の申請書には、供託物受入の記載がある供託書の謄本を、同条第二項の登記の申請書には、会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添附しなければならない。

4 第二十条第一項及び第二項の規定は、商号の仮登記に関する申請については、適用しない。

第三十九条 商号の仮登記は、第二十七條の規定の適用については、商号の登記とみなす。

第四十条 登記官は、会社が予定期間内に本店移転の登記をしたとき、又は会社が本店移転の登記をしないで予定期間が経過したときは、商号の仮登記を抹消しなければならない。

第四十一条 会社は、予定期間内に本店移転の登記をしたときは、供託金を取り戻すことができる。ただし、商号の仮登記をした後にその商号を変更したときは、この限りでない。

2 商号の仮登記が抹消されたときは、前項の場合を除き、供託金は、国庫に帰属する。

(市町村の意義)
第四十二条 第二十七條及び第三十五條第二項第三号の市町村は、商

法第十九條の市町村とする。

第三節 未成年者及び後見人の登記

(未成年者登記の登記事項等)

第四十三条 商法第五條の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 未成年者の氏名、出生の年月日及び住所

二 営業の種類

三 営業所

2 第二十九條の規定は、未成年者の登記に準用する。

(申請人)

第四十四条 未成年者の登記は、未成年者の申請によつてする。

2 営業の許可の取消しによる消滅の登記又は営業の許可の制限による変更の登記は、法定代理人も申請することができる。

3 未成年者の死亡による消滅の登記は、法定代理人の申請によつてする。

4 未成年者が成年に達したことによる消滅の登記は、登記官が、職権ですることが出来る。

(添附書面)

第四十五条 商法第五條の規定による登記の申請書には、法定代理人の許可を得たことを証する書面を添附しなければならない。ただし、申請書に法定代理人の記名押印のあるときは、この限りでない。

2 後見人が未成年者の営業を許可した場合において、後見監督人がないときはその旨を証する書面を、後見監督人があるときはその同意を得たことを証する書面を、

前項の申請書に添附しなければならない。

3 前二項の規定は、営業の種類を増加による変更の登記の申請に準用する。

第四十六条 未成年者がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面を添附しなければならない。

第四十七条 未成年者の死亡による消滅の登記の申請書には、未成年者が死亡したことを証する書面を添附しなければならない。

(後見人登記の登記事項等)

第四十八条 商法第七條の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 後見人の氏名及び住所

二 無能力者の氏名及び住所

三 営業の種類

四 営業所

2 第二十九條の規定は、後見人の登記に準用する。

(申請人)

第四十九条 後見人の登記は、後見人の申請によつてする。

2 無能力者が能力者となつたことによる消滅の登記は、その者も申請することができる。

3 後見人の退任による消滅の登記は、新後見人も申請することができる。

(添附書面)

第五十条 前条第二項又は第三項の登記の申請書には、無能力者が能力者となつたこと又は後見人が退

任したことを証する書面を添附しなければならない。

2 第四十五條第二項及び第三項並びに第四十六條の規定は、後見人の登記に準用する。

第四節 支配人の登記

(登記事項等)

第五十一條 支配人の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 支配人の氏名及び住所
- 2 営業主の氏名及び住所
- 3 営業主が数個の商号を使用し、数種の営業をするときは、支配人が代理すべき営業及びその使用すべき商号
- 4 支配人を置いた営業所
- 5 数人の支配人が共同して代理権を行なうべきことを定めたときは、その規定

2 第二十九條の規定は、支配人の登記に準用する。

(会社の支配人の特則)

第五十二條 会社の支配人の登記は、会社の登記簿にする。

2 前項の登記においては、前条第一項第二号に掲げる事項を登記することを要しない。

第五十三條 会社の支配人の選任の登記の申請書には、支配人の選任及び第五十一條第一項第五号に掲げる事項を証する書面を添附しなければならない。

2 会社の支配人の代理権の消滅又は第五十一條第一項第五号に掲げる事項の設定、変更若しくは消滅の登記の申請書には、これを証する書面を添附しなければならない。

る書面を添附しなければならない。

3 会社の支配人の登記の申請書には、本店の所在地の登記所に申請する場合を除き、登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添附しなければならない。

第五節 合名会社の登記

(添附書面の通則)

第五十四條 登記すべき事項につき総社員の同意又はある社員若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添附しなければならない。

(設立の登記)

第五十五條 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款を添附しなければならない。

(支店所在地における登記)

第五十六條 第十六條第一項の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

2 前項の登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添附しなければならない。この場合には、他の書面の添附を要しない。

3 支店の所在地において商法第六十四條第一項に掲げる事項を登記する場合に、会社成立の年月日並びに支店を設置し、又は移転した旨及びその年月日も登記しなければならない。

(本店移転の登記)

第五十七條 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の本店の所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。

2 前項の登記の申請と旧所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八條の書面を除き、他の書面の添附を要しない。

第五十八條 旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添附書類並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

3 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、本店移転の登記をすることができない。

店移転の登記をすることができない。

5 新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。

第五十九條 第五十六條第三項の規定は、新所在地における登記に準用する。

(入退社の登記)

第六十條 社員の入社又は退社による変更の登記の申請書には、その事実を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記)

第六十一條 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨、その事由及び年月日とする。

2 定款に定めた事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添附しなければならない。

3 会社を代表すべき清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添附しなければならない。ただし、商法第二百二十九條第二項の規定により会社を代表する清算人については、この限りでない。

(清算人の登記)

第六十二條 業務執行社員が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、定款を添附しなければならない。

2 社員が選任した清算人の選任の登記の申請書には、その者が就任を承諾したことを証する書面を、裁判所が選任した清算人の選任の登記の申請書には、その選任並びに商法第二百二十三條第一項第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添附しなければならない。

第六十三條 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添附しなければならない。

2 裁判所が選任した清算人に関する商法第二百二十三條第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記)

第六十四條 商法第一百九條ノ二の規定による登記の申請書には、会社財産の処分が完了したことを証する総社員が作成した書面を添付しなければならない。

2 商法第二百三十四條の規定による登記の申請書には、清算人がその計算の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(継続の登記)

第六十五條 会社の設立の無効又は取消しの判決が確定した場合において、会社を継続したときは、継続の登記の申請書は、その判決の謄本を添附しなければならない。

(合併の登記)

第六十六條 合併による変更又は設立の登記においては、合併により消滅する会社(以下「消滅会社」という。)の商号及び本店並びに合併した旨をも登記しなければならない。

第六十七條 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 消滅会社の総社員の同意があつたことを証する書面

二 商法第百零一条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面

三 消滅会社の登記簿の謄本。ただし、当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店又は支店がある場合を除く。

第六十八條 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 定款

二 前条各号に掲げる書面

三 設立委員の資格を証する書面

第五十五條第一項の規定は、前項の登記に準用する。

第六十九條 合併による解散の登記の申請については、合併後存続する会社（以下「存続会社」という。）又は合併により設立した会社（以下「新設会社」という。）を代表すべき者が消滅会社を代表する。

2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に存続会社又は新設会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第六十六條の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添附書面に關する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第七十條 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第三項の登記の申請のいづれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、合併による変更又は設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

（組織変更の登記）

第七十一條 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合資会社についてする登記においては、会社成立の年月日、合名会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第七十二條 前条の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 定款

二 有限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面

三 第七十四條に規定する書面

第七十三條 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合名会社についての登記の申請と合資会社について

第七十四條 設立の登記の申請書には、有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面を添附しなければならない。

（出資履行の登記）

第七十五條 有限責任社員の出資の履行による変更の登記の申請書には、その履行があつたことを証する書面を添附しなければならない。

（合併の登記）

第七十六條 第七十四條の規定は、合併による変更又は設立の登記に準用する。

（準用規定）

第七十七條 第五十四條から第七十條までの規定は、合資会社の登記に準用する。

（組織変更等の登記）

第七節 株式会社の登記（添附書面の通則）

第七十九條 登記すべき事項につき株主總會、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添附しなければならない。

（設立の登記）

第八十條 設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 定款

二 株式の申込み及び引受けを証する書面

三 発起人が商法第百六十八條ノ二に規定する事項を定めたときは、これを証する書面

四 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書及びその附属書類

五 検査役の報告に關する裁判があつたときは、その謄本

六 発起人が取締役及び監査役を選任したときは、これに關する書類

七 創立總會の議事録

八 取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

九 名義書換代理人又は登録機關を置いたときは、これらの者と

十 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に關する証明書

（取締役等の変更の登記）

第八十一條 取締役、代表取締役又は監査役の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添附しなければならない。

（新株発行による変更の登記）

第八十二條 新株発行による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 株式の申込み及び引受けを証する書面

二 商法第百八十条ノ八の規定により検査役の調査を要するときは、検査役の調査報告書及びその附属書類

三 検査役の報告に關する裁判があつたときは、その謄本

四 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に關する証明書

（転換株式等の転換による変更の登記）

第八十三條 転換株式又は転換社債の転換による変更の登記の申請書には、株式又は社債の転換の請求を証する書面を添附しなければならない。

（準備金の資本組入による変更の登記）

第八十四條 準備金の資本組入による変更の登記の申請書には、準備金の存在を証する書面を添附しなければならない。

（株式の分割による変更の登記）

第八十五條 株式の分割による変更の登記の申請書には、第八十七條第二号に掲げる書面を添附しなければならない。

(株式の消却による変更の登記)
第八十六条 株主に配当すべき利益をもつてする株式の消却による変更の登記の申請書には、利益の存在を証する書面及び次条第二号に掲げる書面を添附しなければならない。

(資本減少による変更の登記)
第八十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 第六十七条第二号に掲げる書面

二 株式の併合又は消却をしたときは、商法第三百七十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面
(名義書換代理人等の設置による変更の登記)
第八十八条 名義書換代理人又は登録機関を置いたことによる変更の登記の申請書には、定款及びこれらの者との契約を証する書面を添附しなければならない。

(転換社債の登記)
第八十九条 転換社債の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 転換社債の申込み及び引受けを証する書面
二 商法第三百三条の払込みがあつたことを証する書面

2 第二回以後の転換社債の払込みによる変更の登記の申請書には、その払込みがあつたことを証する書面を添附しなければならない。
(合併の登記)
第九十条 合併による変更の登記の

申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 合併契約書
二 消滅会社の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面
三 第六十七条第二号及び第三号に掲げる書面

四 合併により株式の併合又は分割をしたときは、第八十七条第二号に掲げる書面
第九十一条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 前条各号に掲げる書面
二 第八十条第一号及び第七号から第九号までに掲げる書面
三 第六十八条第三号に掲げる書面

(準用規定)
第九十二条 第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条第二項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条及び第七十条の規定は、株式会社に準用する。
(組織変更の登記)
第九十三条 株式会社が有限会社組織に変更した場合の有限会社についてする登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 定款
二 第六十七条第二号に掲げる書面
三 会社に現存する純資産額を証する書面

四 第九十五条第三号及び第四号に掲げる書面
五 社債の償還を完了したことを証する書面
2 第七十一条及び七十三条の規定は、前項の場合に準用する。
第八節 有限会社の登記
(添附書面の通則)
第九十四条 登記すべき事項につき社員総会の決議又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書に社員総会の議事録又はある取締役若しくは清算人の一致があつたことを証する書面を添附しなければならない。
(設立の登記)
第九十五条 設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 定款
二 出資全額の払込み又は現物出資の目的たる財産全部の給付があつたことを証する書面
三 取締役が就任を承諾したことを証する書面
四 監査役を置いたときは、監査役が就任を承諾したことを証する書面
(資本増加による変更の登記)
第九十六条 資本増加による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 出資の引受けを証する書面
二 出資全額の払込み又は現物出資の目的たる財産全部の給付があつたことを証する書面
(資本減少による変更の登記)
第九十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、第六十七条第

二号に掲げる書面を添附しなければならない。
(合併の登記)
第九十八条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 合併契約書
二 消滅会社の社員総会又は株主総会の議事録
三 第六十七条第二号及び第三号に掲げる書面
四 消滅会社が株式会社であるときは、第九十三条第一項第五号に掲げる書面
第九十九条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 前条各号に掲げる書面
二 第九十五条第一号、第三号及び第四号に掲げる書面
三 第六十八条第三号に掲げる書面

(継続の登記)
第一百条 継続の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 新たに社員を加えたときは、その加入を証する書面
二 会社の設立の取消しの判決が確定した場合において、会社を継続したときは、その判決の謄本
(準用規定)
第一百一条 第八十一条及び第九十二条の規定は、有限会社に準用する。
(組織変更の登記)
第一百二条 有限会社が株式会社に組織を変更した場合の株式会社に

いてする登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 定款
二 第八十条第八号及び第九号に掲げる書面
三 第九十三条第二号及び第三号に掲げる書面
2 第七十一条及び七十三条の規定は、前項の場合に準用する。
第九節 外国会社の登記
(申請人)
第一百三十三条 外国会社の登記の申請につき会社を代表すべき者は、日本における代表者とする。
(営業所設置の登記)
第一百四十四条 外国会社の営業所の設置の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 本店の存在を認めるに足りる書面
二 日本における代表者の資格を証する書面
三 外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足りる書面

2 前項の書類は、外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けたものでなければならない。
3 第一項の登記の申請書に他の登記所の登記簿の謄本で当該営業所を設置した旨の記載があるものを添附したときは、同項の書類の添附を要しない。
(変更の登記)
第一百五十五条 日本における代表者の変更又は外国において生じた登記事項の変更についての登記の申請書には、その変更の事実を証する外

第七 七

国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けた書面を添附しなければならぬ。

2 前項の登記の申請書に他の登記所においてすでに同項の登記をしたことを証する書面を添附したときは、同項の書面の添附を要しない。

(移転の登記)

第六十六条 外国会社がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面を添附しなければならない。

第十節 登記の更正及び抹消

(更正)

第七十七条 登記に錯誤又は遺漏があるときは、当事者は、その登記の更正を申請することができる。

2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添附しなければならない。ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

第八十条 登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、登記をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、その限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、登記官は、遅滞なく、監督法務局又は地方法務局長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。

(抹消の申請)

第九十九条 登記が次の各号に該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。

一 第二十四条第一号から第三号までに規定する事由があること。

二 登記された事項につき無効の原因があること。ただし、訴えをもつてのみその無効を主張することができない場合を除く。

2 第七十七条第二項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

(職権抹消)

第一百十條 登記官は、登記が前条第一項各号に該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2 登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知にかえ官報で公告しなければならない。

3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

第一百一十條 登記官は、異議を述べた者があつたときは、その異議につき決定をしなければならない。

第一百十二條 登記官は、異議を述べた者がないとき、又は異議を却下したときは、登記を抹消しなければならない。

の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

第四章 雑則

(審査請求事由)

第一百十四條 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることが出来る。

(審査請求書)

第一百十五條 審査請求をするには、登記官に審査請求書提出しなければならない。

(審査請求事件の処理)

第一百十六條 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第一百十七條 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を附して事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

第一百十八條 法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の規定の適用除外)

第一百十九條 行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第一項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで並びに第四十三条の規定は、第一百十四條の審査請求については、適用しない。

(省令への委任)

第一百二十條 この法律に定めるもののほか、登記簿の調整、登記申請書の様式及び添附書面、その他この法律の施行に關し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定める。

理由

商業登記制度の現状にかんがみ、商業登記の手續を合理化し、その法制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○野本政府委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、最近における市町村の廢置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律に所要の改正を行なうとするものであります。

りまして、以下今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、山梨県東山梨郡日下部町はか六町村を廢し、その区域をもつて山梨市を置く処分に伴い、日下部簡易裁判所の名称を山梨簡易裁判所に、富山県西礪波郡石動町はか一町を廢し、その区域をもつて小矢部市を置く処分に伴い、石動簡易裁判所の名称を小矢部簡易裁判所に變更しようとするものであります。いずれも地元の住民の希望を考慮したものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、春日井簡易裁判所の管轄に属する名古屋市長山区の区域を名古屋簡易裁判所の管轄区域とするほか、四簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。これら、これらの管轄区域の変更は、いずれも地元住民の希望を考慮するとともに、關係諸機關の意見をも十分参酌したものであります。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の別表の整理であります。市町村の廢置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なうとするものであります。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さい。ようお願いいたします。

次に、商業登記法案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、商業登記制度の運用の実際にかんがみ、登記の申請人の利便をはかるとともに商業登記事務の簡素化に資するため、商業登記の手続を合理化し、あわせて現行規定の不備を補うため、商業登記に関する規定を非訟事件手続法から分離し、独立の法律として規定を整備しようとするものであります。

次に、この法律案において、現行規定を改めることとした主要点を申し上げます。

第一に、一般的な事項として、受附帳、申請書等の受領証及び登記の順序に関する規定を設け、登記申請の却下事由を個別的に列挙して、手続を明確にし、また、登記事項につき無効または取り消しの原因がある場合でも、これを争うことができなくなつたときは、登記をすることができるとし、実体関係と合致する登記ができるようにいたしました。

第二に、商号の登記について、登記事項を法定し、その変更等の場合における手続規定を設けて、手続を明確にし、また、営業の譲受人が譲渡人の債務について責任を負う旨の登記の申請人を譲受人として、手続を簡素化し、さらに、会社が本店を移転しようとする場合における商号の仮登記の制度を設けて、本店移転の登記の円滑化をはかることといたしました。

第三に、未成年者の登記及び後見人の登記について、登記事項を法定し、その変更等の場合における手続規定を設けるとともに、申請書の添付書面に關する規定を整備して、手続の明確化をはかることといたしました。

第四に、支配人の登記について、登記事項を法定し、その変更等の場合に

おける手続規定を設けるとともに、申請書の添付書面に關する規定を整備して、手続を明確にし、また、会社の支配人の登記は、会社登記簿にするものとして、一般閲覧者の便宜をはかることといたしました。

第五に、会社の登記について、会社の登記の申請は、原則として会社の代表者がするものとし、会社の支店所在地においてする登記の申請については、当事者の出頭及び印鑑の提出を要しないものとして、それぞれ手続を簡素化し、また、会社が本店を移転した場合において新所在地においてする登記は、旧所在地を管轄する登記所を経由し、旧所在地においてする登記と同時に申請するものとし、会社が合併した場合における消滅会社の本店所在地においてする合併による解散の登記は、存続会社または新設会社の本店所在地を管轄する登記所を経由し、合併による変更または設立の登記と同時に申請するものとし、さらに会社の組織変更による設立の登記と解散の登記も、これと同時に申請するものとして、これらの登記の手続を合理化し、なお、会社の変更登記及び外国会社の登記の申請書の添付書面に關する規定を整備して、手続の明確化をはかることといたしました。

第六に、登記の抹消について、登記の抹消の事由を個別的に列挙して、手続の明確化をはかることといたしました。

以上がこの法律案において現行規定を改めることとした主要な点であります。その他の点につきましては、おのおの現行制度をそのまま踏襲いたしております。何とぞ慎重審議の上、す

みやかに可決されますようお願いいたします。

○高橋委員長 以上で両案に対する提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は次会に行なうことといたします。

○高橋委員長 次に、商法中改正法律施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。上村千一郎君

○上村委員 この法案につきまして、要点的に二、三についてお尋ねを申し上げます。

まず第一に、北九州市の誕生は二月十日に門司、若松、小倉、八幡、戸畑の五市が合併されてできたものでした。なお指定都市になったのが本年の四月一日からというふうに承っております。いか、冒頭においてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 ただいま仰せの通りでございます。

○上村委員 それではそれを前提としてお尋ねいたします。そういたしますと、指定都市に關連する政令というものは公布されておるかどうか、もし公布されておるとすれば、それはいつ公布されておるのか。なお、区を設置する条例はどういうふうになつてゐるか、その点をお尋ねいたします。

○平賀政府委員 ただいま仰せの政令は本年一月二十八日政令第十号をもちまして、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に關する政令の一部を改正する政令ということと公布されておまして、その施行は

付則でもって昭和三十八年四月一日から施行するということに相なつております。

それからこの北九州市の中に区を設けることにつきましては、これは北九州市の条例をもつて定めることになつておりますが、その条例が制定されたことは私もまだ承知いたしておりませんが、これは地方自治法の規定によりまして、今月じゅうに必ず条例が制定されることを期待いたしております。

○上村委員 ただいま御説明のようによ、地方自治法の第二百五十二条の二十で区を設置する条例を設けるということに相なつておるかと思ひます。そういたしますと、北九州市の条例の制定と本案の成立とよく連絡をつけて、時間的な配慮というものがなされておらないとまぢまぢになるわけでございますので、この点十分配慮をされておるかどうか、重ねてお尋ねいたします。

○平賀政府委員 この点につきましては、地方自治法の第二百五十二条の十九に基づきます指定が本年の四月一日から効力を生ずることに相なつてゐるわけでございますので、それまでに区を定める条例が制定され、それから区長の任命も必ずあると思ひわけでございます。ただいま御審議を願つておりますこの法律も、四月一日から施行するということに相なつておりますので、その点につきましては支障を生ずることはないと考えております。

○上村委員 次に、北九州市が二月十日から発足をいたしておるということになりますと、新しい商業登記というものは、もうその日以後、法務局の支

局あるいは出張所に申請をされておられるだらうと思ひます。この際、本案が成立するというのは、もはや二月十日よりもずっとおくれておることは物理的に明白でございます。そういたしますと、同一商号などの申請受理という問題について市内の登記所間でどういふ配慮をされているか、これは商法第十九条の規定などにもらひ合わせまして、現実にいろいろ問題を將來に残していくわけですか。だから、この間どういふ行政指導をしておられるのか、この点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 ただいま仰せの通りに、二月十日に五市の合併が成立いたしましたので、区政が施行されますのは四月一日でございますので、約五十日間北九州市という膨大な市ができて、その中に区がないという状態が出てくるわけでございます。そういう関係で、たとえば商法の第十九条の適用の関係におきましては、北九州市全体を単位にしまして、同一または類似の商号の届け出ができないという解釈に当然なつてくるわけでありまして、他方登記所の管轄を申し上げますと、小倉には福岡法務局の小倉支局がありまして、他の四市にはそれぞれ出張所が分かれておるわけでありまして、商号の關係におきましては、この支局それから四出張所が相互に連絡いたしまして、類似商号の登記がされることのないよう配慮しなければならぬわけでございます。そういう関係で、私どもの方におきましては、商号の登記が問題となる事件が生じた場合におきましては、相互に連絡をして同一または類似商号の登記については登記されるこ

とのないよう注意するようにということ現場には言っておきまして、大体それで支障なくいっておると考えておるような次第であります。

○上村委員 そういたしますと、結局、この法案を早く成立させるということ、現実においていろいろな問題の混乱を防ぐ意味においてもぜひ必要だ、こういうことに相なるわけですね。

○平賀政府委員 ただいま仰せの通りでございます。四月一日までに法律になりませんでこれがもしおくれるというふうなことがありますと、今の非常な変則と申しますか、不便な状態が続くということになります。私どもの希望といたしましては、四月一日までにぜひ間に合うようにということをお願いしたいのであります。

○上村委員 最後に一点だけお尋ねしておきます。
北九州市には現在登記所といたしましては、小倉支局、それから門司、若松、八幡、戸畑の各出張所があるというふうな存じておりますが、これは今後統廃合するとか、あるいは現状のままどうするかというふうな当面のお考えが、おありかどうか、最後に質問しておきます。

○平賀政府委員 ただいま仰せの支局、出張所につきましては、統廃合というふうなことは考えておりません。

○上村委員 以上をもって私の質問を終わります。

○高橋委員長 本案に対する質疑はこれで終了したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入る順序であります。別に討論の申し出もございませんので直ちに採決いたします。

これより商法中改正法律施行法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立議員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました本案の委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。上村千一郎君。

○上村委員 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、いろいろと問題点もあるかと存じますので、その要点につきましてお尋ねを申し上げたいと思います。

この今回の改正案は、一昨年の昭和三十六年五月の第三十八通常国会におきまして、証人の日増増額を内容とい

が当委員会が審議されました際に、執行吏の制度並びにその待遇についてすみやかなる改定をなされたいという附帯決議が委員会でもなされたという事実でございます。政府はその後のいかなる処置を講じられておるのか、冒頭においてお尋ねをいたします。

○津田政府委員 ただいまお尋ねの附帯決議が当委員会において行なわれなかったことは重々承知いたしております。その後、この執行吏制度の改革の問題と執行吏の待遇の問題につきましては、政府特に法務省におきましては、最高裁判所ともいろいろ連絡協議を続けられておるわけでございます。しかしながら、執行吏制度の改正の問題は、かねがね問題になっておりました。法制審議会における強制執行部会におきまして、ずっと審議をされておるわけ

でございます。すでに第二次の準備会が昭和三十四年四月に設けられました。それから現在まで約六十回の会議を経ておるわけでありまして、しかしながら、いまだ最終的に結論と申しますか、具体案というものを確定する段階には至っておりません。執行吏制度の問題は非常に問題が多いわけでございます。前回の附帯決議の御趣旨を体しまして、鋭意この問題はやはり根本問題として検討すべきだということ

で、それより以前から続けておりますところの法制審議会の部会準備会を継続して参つておるわけでございます。それが現在におきまして百六十回の論議を経ておりますが、まだ確定案というものは決定するに至っておりませんが、この問題はやはり何らかの断を下すべき時期に到達していることと私

もは考えておりますし、前回もさように申し上げたと思っております。そういう意味におきまして、昨春秋に一応私ども法務省内部におきまして、継続して、俗に申しますと泊まり込みの作業というものをいたしまして、ある程度の要綱案のようなものを一応つくつたわけでありまして、その要綱案につきましても、法制審議会の審議をどういうふうに進めようかということをお尋ねをいたしております。と同時に、この問題につきましても、大體において執行吏を執行官というふうな改めるかどうかという問題が問題の中心になるわけでございます。方向といたしましては、現在の執行吏制度を改革いたしました。執行官にするのがよろしいのではないかと

いう方向には方針が向かいつつあるわけでございます。従いまして、現在の執行吏をどうするかという問題は、その執行官にいかにして乗り移るかという問題に帰着するわけでございます。

さらにこの執行官に乗り移るまでの執行吏の待遇をいかにすべきかということがやはり問題になるわけでございます。

そこで、この執行吏の制度の問題は、その根本改革にゆだねることとい

たしまして、当面の執行吏の待遇をいかにすべきかということとを別途——これは法制審議会の線ではなくて、別途法務省内部の線において検討をいたしたわけでございます。その結果、今度御審議をいただいておりますところの法案を作成したわけでございます。ただ、ここにお断わり申し上げなければならぬのは、執行吏の手数料に関するこの改正案が必ずしも万全のものでないと

いうことは、立案いたしました当局としては、これを認めざるを得ないと思

うのであります。しかしながら、その理由に至りましては、いろいろござい

ますが、何と申しましたも、現在執行吏の実態につきましては、はなはだ不明確な要素が多いわけでございます。従いまして、個々の手数料の額の当否につきましても検討するに十分な資料は全然ございません。従いまして、執行吏の手数料を一々検討して、明治以来行なわれてきました手数料のバランスを考

えるときに、政府の手元にはないわけでありま

す。この点につきましては、最高裁判所ともいろいろ協議をいたしたのでござ

います。御承知のように、執行吏は最高裁判所管下の職員でございますので、法務省独自の調査をするという

ことは非常に困難でございます。しかしながら、最高裁判所の方におきま

しても、私どもが満足する程度の資料は用意され得ないというふうな実情も考

えられますので、少なくとも個々の手数料に於ける改正ということはでき

ないという結果を来したわけでございます。従いまして、この理由に

もございまして、消費物価等を考

えまして、一律引き上げという態度をとらざるを得なかったというわけ

でございます。以上のような状況で今

回の法律案を御提案申し上げておる

わけでございますので、あの前回の附

帯決議の御趣旨は十分考えた上、しか

もでき得る限りの限界に従つてこの法

案をつくつた、こういう状況でござい

ます。

○上村委員 いろいろと御苦心の実情はよくわかりますが、あとから私が比

較的詳細に御質問を申し上げますが、きわめて不完全なものだと思ふので、そして今いろいろの御説明しなればならぬような状態に相なつておるのであると思ふ。これは要は、一昨年、三十六年の五月に当委員会が附帯決議をした。それは執行吏制度並びにその待遇のことです。だから執行吏制度そのものにつきまして相違、待遇の問題につきまして明瞭な線が出てこない。およそ普通一般の方々にとつては、執行吏の身分上の性格といふものにつきまして、ほとんどわからぬといふきわめてあいまいな状態であり。だから、そういう特殊な立場に執行吏の方が立たれるのだから、その点にはつきりしたメスが入つてこない限り、はなはだはつきりした待遇の処置といふのはできないであらう。こういうふうに考へておれば、その一昨年の三十八通常国会で附帯決議がなされた。だから、こういう点につきまして、できるだけ早い時期に、しかもこの趣旨に沿うような結論を出して、そして何らかの問題の解決と前進に資する意思があるのかどうか。この点法務大臣にお尋ねしておきたい。

○中垣国務大臣 執行吏の性格並びに処遇等につきましては、目下法務省にいたしましては検討中であるという津田部長からのお答えがあつたわけであり、法務大臣といたしましては、それらの結論ができるだけ早く出ますように努力をいたします。

○上村委員 次に、本案につきましての具体的な質問を申し上げたいと思ふのでございますが、執行吏は裁判所の職員である。そして普通の公務員といふたしすれば、これが給与を基本にいたしまして、その生活全体を支えていくという態度に相なつております。しかるに執行吏の場合は、その手数料がいわゆる収入の大きな基本になつておる。そして現在の消費物価その他から考へてみれば、きわめて低い程度のラインのもとに国家の補助金といふたし、それが現在の日本の経済の実際と社会の実際から考へてみれば、はなはだ理解に苦しむ点である。しかもそれが昭和三十年の九月一日以降すでに七年余のまゝになつておる。司法の、いわば考へによつては重要な、あるいは最重要な状態を相当する機関だと思はれます。民事の關係、刑事關係の送達、その他におきまして、そういうことに事欠ければ、いかなる名判決であつても、これが生活の実際の中に入るといふわけにいかない。しかも、その中には危険を伴ひ、また世間からいへば職業であるといふふうに思はれる度合いが少なくない。しかも重要な立場にある。こういう特殊な機関であり、まずにかかわらず、一般公務員に對しましては危険手当とか、寒冷地手当、扶養手当、通勤手当、あるいは期末手当、勤勉手当、退職手当、休職手当等の支給がなされておるにかかわらず、執行吏に對しましてはこれの支給がない。なお、公務員共済組合とか健康保険にも加入ができないという実情になつております。

ふうに相なつておる。この程度で十分と思はれるのか。いかなる点からこの二割五分という増加率を出したにあられたのか、その根拠につきましてお尋ねをいたしたいと思ふ。

○津田政府委員 二五%を上回るものもございまして、これは数字の關係からでありまして、大体において二五%に中心を置いて、今回の手数料額の増額を立案したわけでございます。これは先般ほど若干申し上げました点でございまして、個々の手数料の当否について、これを検討する資料に欠いておるわけでありまして、全般的に考へまして、御指摘のように昭和三十年以来据置きになつておるといふことは、もちろん適當でないといふことが考へられますので、そこで何を根拠にして増額をはかるかということになつたわけでございますが、これは結局、提案の趣旨説明にもございまして、昭和三十年の消費者物価と昭和三十一年の消費者物価とを比べますと、昭和三十年が全国都市平均を一〇〇といたしますと、昭和三十一年は一二・四といふことになつております。これはお手元に差し上げてございまして、資料にも出ておりますが、東京におきましては、昭和三十年を一〇〇といたしますと、昭和三十一年は一二・三・七といふことになつております。それを考へまして、一応二割五分という線を出したわけでありまして、もつとも国家公務員の給与ベースにつきましては、御承知のように昭和二十九年一月一日以降と、昭和三十一年十月、つまり昨年の十月、今回の当国会におきます改定等を比較いたしますと、昭和三十年当時、つまり二十九年の分は三

十年当時以降になつておつたわけでございますが、三十年当時を一〇〇といふたし、昭和三十一年十月一日のベースは一八六といふことになつておるわけでございます。ところが、執行吏の手数料収入につきましては、これは単にこの額の比率だけではきめられないわけでございます。事件の増減、あるいは算定の基準となる債権額の増加等によりまして、収入が次第にふえて参つておるわけでありまして、そういう点を考へなければならぬわけでございます。ことに債権額の増加は、何ら執行吏の手数をわずらわさずして収入がふえるわけでございます。そういう点も加味せざるを得ないといふことになるわけでありまして、

そこで昭和三十年の執行吏の収入の全国平均一人当たりは七十八万五千七百七十九円といふことになつております。ところが、これは一昨年度までの統計しかございせんが、昭和三十六年につきましては百九万七千八百三十三円といふことになつております。これを昭和三十年を一〇〇といたしますと、昭和三十六年は一四〇といふことになつておるわけでございます。一〇〇對一四〇の改定を加味いたしますと、今回の改定後は一〇〇對一七五といふことになつておるわけでございます。すなわち、昭和三十年を一〇〇といたしますと、執行吏の収入は昭和三十一年、つまりこの改定が成立をいたしました際におきましては一七五といふことになつておるわけでございます。ところが、それは昭和三十一年及び昭和三十一年の事件増あるいは債権額増といふものを加味してございせんので、結局、今回の国

家公務員の一八六と、昭和三十六年の限界において一七五、むしろ三十六年を比較いたしますと、国家公務員につきましては一七三、それに対し執行吏につきましては一七五といふようなことになつておるわけ、ほぼ公務員のベースアップに見合つておるといふことになつておるわけでありまして、そういう点を考へ合はせまして、平均二割五分の増といふ結論を出したわけでございます。

○上村委員 これが今論議されるものになると思ふのです。要は公務員の給与の比率、そして執行吏が要するに債権額がふえてくるから自然と手数料がふえてくるだろう、その比率だけを見ますと、公務員のベースはお話のように昭和三十年を基準といたしますと、昭和三十一年には一八六といふ比率になつておる。その率を上がるじゃないかと云はれるが、先ほど申し上げましたように、公務員でありながら、いろいろな公務員としての待遇ができていない部分がたくさんある。ここに非常に現実に不自然な問題を來たして、おる。数理的に言いますれば、その立場からいへば同じような率で上がつておるじゃないかと云はれるが、その内容自体が非常に變つてきておる。だから、執行吏の方の制度といふものについて相當の改正その他明確化をしないと、どうしてもその妥當な処置ができないだらうといふふうな感じを持つ一人でございます。それで、執行吏は現在日本に何人くらいおられるかお調べでありますか、しかもその執行吏は、執行吏一人で仕事ができるわけじゃない。執行吏代理あるいは事務員といふものを置いておる。しかもそれは

執行吏が自分の費用、収入の中から出さなければ仕事ができない。ですから今言ったように、形式的には債権の額が上がりまして、その比率によって手数料の収入が上がると思はれても、使つておるところの代理だとか事務員といふもののベースアップは非常な速力をもつて要求され、しかもその仕事があつたままに仕事でございまして、より一その優遇処置を講じなければその事務所へ来ないという実情なんです。しかもそれは執行吏の収入の中からまかなわなければならない。こういう意味において、一般公務員の立場とは多少違ふのじゃないか。だから今のようないくつかの所得の増加率といふものだけで論ずるわけにいかないであらうといふふうに考えるのが私の質問をいたす基本的な考え方でございます。

それで、一体全国に執行吏はどれだけのいるか。その執行吏は事務員を通常どういふふうな数に就いて雇つておるのか、代理はどういふふうになっておるのか、この実態について御調査されておればお聞かせ賜りたいと思ひます。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、お手元に差し上げておきますところの法律案参考資料のうち、第八表に一応の数字が載つておるわけでございますが、全国におきまして現在執行吏は三百四十三人でございまして、このうち九人は休職者でございまして、執行吏代理の数は二百九十四人でありまして、そのうち二人が休職者でございまして、こういうことになっております。

○上村委員 それ以外に事務員やなんかを置いていかなければやれない。しかも最近の執行状態といふものは、債権額は増大するといふことももちろん時代の趨勢でございまして、よりけれども、それに對して執行の内容が、たとえば自動車などについての差し押さへあるいは強制執行といふようなことにつきましても、通常のいなかでは日中ではなかなかやりにくい。車が動いて行つてしまふから、これは早朝とか夜間執行——もちろん執行裁判所の許可を得てでございまして、けれども、そういうときにやらなければならぬ。だから金額がふえればふえただけ相手方の抵抗といふものも増大するわけなんです。そうすればそこに危険が生じ、あるいは脅迫などを受ける事案も少なくないと思ふのであります。また、ふえればふえるだけ事務は煩瑣になりますので、事務員も置かなければならぬといふ処置になるかと思ひます。そして各執行吏役場におきましては、事務員はどんなふう雇われておるのか、もしお調べができておりましたらお聞かせ賜りたいと思ひます。

○仁分最高裁判所長官代理者 ただいまのお尋ねは事務員だけの関係かと存じますが、全国執行吏役場の事務員の総数は三百十八名でございます。うち女子が二百十三名でございます。

○上村委員 実は問題点を少しく申し上げるわけですが、昭和三十年以降今回まで七年余にわたつて、執行吏の手数料その他のものについては据置きといたしておりますが、その間に、いわばその性質は違ひますけれども、一つの大きい意味におきましてこ

れと關係を持ちますところの司法書士といふものの書記料は戦後どういふふう増加されてゐるか、あるいは公証人の手数料の増額はその間にどうなつておるか、またこれの増額の処置が講じられた際におきまして執行吏の手数料はどうしてそのまゝになされてゐるか、この点についてお伺ひいたします。

○津田政府委員 司法書士並びに公証人の手数料につきましては、増額をされてゐることは事実でございますが、その比率等につきましては私、ただいま手元に資料がございまして、これは主として民事局の所管のことでございますので、直ちに回答を申し上げます。これは主として民事局の所管のことでございますので、直ちに回答を申し上げます。

○津田政府委員 司法書士並びに公証人の手数料につきましては、増額をされてゐることは事実でございますが、その比率等につきましては私、ただいま手元に資料がございまして、これは主として民事局の所管のことでございますので、直ちに回答を申し上げます。

員でございましてけれども、一般の国家公務員のように勤務時間がその給与の基礎になるというよりなことはなく、執行吏自体は自由に勤務をきめられなくて、仕事がないときは勤務についていふよりな事柄、あるいは執行吏自体は国家公務員でありながら他の公務員として得られた恩給をそのまゝの形で受けるというよりなこと、執行吏自体を勤務した場合に執行吏としての恩給は其の年金でなくして官吏恩給が適用されるというよりな別途のいわば優遇的措置もあるわけでありまして、そういうものを全体をミックスいたしました比較をしなければならぬわけでございます。まして、単なる手数料が幾ら上がったかといふこと、その手数料の公共性と申すよりなものといたひものを考へるだけでは、どうも執行吏の手数料をきめたいようにならずかしい問題があるものであります。従ひまして今回の執行吏制度の改正につきましては、こういう趣旨の執行吏の手数料あるいは身分といふものは非常に問題が多いといふよりな結論にはばなりつつあるわけでありまして、そういうような点を考へまして今回のいわば暫定的な手数料の増額を考へた次第でございます。で、他の同種の、ということがはたして言ひ得るかといふ点については私どもとしては非常に消極的な考へを持つておるわけでありまして。

○上村委員 もちろん同種というわけではなくて、そんなことはわかつておることなんです。ただ手数料とか、そういうよりな収入源に生活の基礎を置いている点が共通ではなからうか。しかもそれが裁判關係その他司法關係に關

○上村委員 もちろん同種というわけではなくて、そんなことはわかつておることなんです。ただ手数料とか、そういうよりな収入源に生活の基礎を置いている点が共通ではなからうか。しかもそれが裁判關係その他司法關係に關

連があるものであらうという類似点を主張しておるのであります。それが同一でないことは明白なことでありまして、ただ手数料とか、そういうよりな一般の国家公務員の生活基準といふものは違つた、要するに給与の体系から持つておるものであります。そういう点と、結局手数料とかいうよりなものとに依存度が強いという意味で、公証人とか司法書士とかいふものと同じに考へられるのは、先ほど言つたように、一般公務員よりも有利な待遇はあると思ひますけれども、私どもは在野法曹に長くおりましたが、この執行吏の方を置くために非常に苦勞したことがございまして、また、執行吏がおらなくなつたら、これはまた實際上裁判の有終の美を発揮することができない、きわめて重要な問題です。もしこの待遇などが万全を期されておるといふなら、みな喜んでこれをやる。ところが、末端の実情から言ひますれば、執行吏の方を、しかも優秀な執行吏の方をお迎えするといふことに非常に苦心が存するのは那邊にあるかといふことを考へなければならぬ。そういう意味から言ひますれば、執行吏制度といふものをこの際根本的に検討していく必要があるであらう、こういうふうに思ひ、それが昭和三十六年の附帯決議に相なつたかと思ひますし、当時私も質問に立つたかと思ひますので、この点を申し上げるわけでございます。

司法書士の方の報酬、それから公証人の方の手数料の増額といふものについては、いつどういふふうになつたかといふことの資料はお手元には今ないわけですか。その点を伺ひます。

司法書士の方の報酬、それから公証人の方の手数料の増額といふものについては、いつどういふふうになつたかといふことの資料はお手元には今ないわけですか。その点を伺ひます。

○津田政府委員 公証人につきましては若干資料がございますが、これは必ずしも執行吏と対比して考えられないのですけれども、昭和二十六年を〇〇といいたした場合に、現在におきましては大体一八九〇ということになっております。

○上村委員 その部分は大体その程度におさめておきまして、刑事の送達件数というものが最近著しく増大いたしておるだらうと思ふのです。と申しますのは、刑事事件の件数はずっと増大しておる。これの送達手数料というものは執行吏には払われぬ。これはサービスということになります。この点については当局としては何かお考えの送達件数というものは著しく増大しておるが、それはただになる。手数料は無料で執行吏にこれを担当させておる。これについては今後検討する意図があるかどうかお尋ねしたい。

○津田政府委員 ただいま御指摘のうちに、昭和三十六年現在刑事の送達件数は全国で六十九万九千七百二件ということになっております。これは昭和三十年当時の四十五万四千三百二十五件に比べまして、約五割くらいは増加しておるわけでありまして、この刑事の送達手数料につきましては、ただいま仰せの通り手数料は支払われぬ。これは執行吏が裁判所の職員であるということから、裁判所の命令によるものについては手数料は取らないという執行吏規則の規定からきておるものであります。しかしながら、ただいま御指摘のありましたように、この面につきましては私どももかなり問題があるといふふうに考えておりますが、来年度の

問題につきましては、これは予算の問題がありますので、今即座にというわけには参らないのでありますけれども、次の機会には少なくともその問題は考慮を要する問題である。つまり刑事の送達につきましても何らかの手数料とかあるいはそれに近いようなものを支給する方がよいのではないかとはいふような考え方を現在持っておりますので、そういう方向で検討いたしたいと思ふのでございます。

○上村委員 執行吏の旅費の問題でございますけれども、結局償還額が上がつてくるということでは確かに趨勢がつておるかと思ひます。また執行がいろいろ複雑化してきて、また複雑な事件が多くなつてきて、これも社会が複雑化して参りますれば当然随伴してくる現象でございましょう。また昼間執行だけでは事足りないような案件がずっとふえてくる、これも社会の変化に基づきまして当然の現象かと思ひます。それと同時に、この出張の実費という問題につきましてもいろいろと検討されなければならぬ問題が生ずるかと思ひますが、執行吏の旅費の關係につきましてもいかなる検討がなされておるか、お尋ねしておきます。

○津田政府委員 執行吏の旅費につきましては、国家公務員の旅費を基準として考えざるを得ないといふふうに思ひます。ただ、ここに執行吏の旅費について問題がございまして、たとえば送達につきましても一件ごとに旅費を取る、あるいはほかの事件につきましても一件ごとに旅費を委任を受ける際取らるわけでありまして、しかしながら、数個の事件を固め

て同時に行なう、同一方向は同時に行なうといふような点がございまして、旅費がダブるというふうなことがあつて、その分につきましても実質的に手数料と同じ性格になつておるわけでありまして、そういう面もあつたので、一律にどういふふうにするかといふかといふことは非常に困難であります。しかしながら、もちろん地方に参りますれば、単独出張といふのはしばしばあるわけでありまして、そういう面を考慮しなければならぬので、そういう全体をならみ合わせて旅費額を考えなければならぬと思ひます。これは非常に宿泊料につきましても、これは非常に宿泊料に少なうございまして、大して問題ないと思ひますが、宿泊料でない旅費についてはそういう問題点があるといふことは頭に置いて検討をいたしておるわけでありまして、

○上村委員 今おっしゃられた実情はよくわかるのです。あるいは旅費がダブる現象もありやしないか、これもあえて私は否定しません。ただここで問題なのは、国家公務員が、ただ旅費がダブるであらうといふことを前提として、収支がある程度まかなわれておるであらうという想定のもとに、かかる重要な制度が、検討は十分されておりますが、結論ができて参りますと、一つの不自然な状態のもとに、国家公務員としていわば旅費の二重取りであつたといふことになつたら、これまた問題でありまして、だから現実にはそういう状態で、ある程度のかまやがあるかもしらぬという想定のもとにこれを看過することはいかかと思ひられるわけでありまして、いろいろと考

えさせられる点でございまして、十分御検討を賜りたいと思ひます。それから執行吏に対する国庫補助基準額でございまして、これは政令で定められる基準額は一般公務員の行政職の俸給表の八等級の六号俸に格付され、年額十七万三千円と聞いております。だからこの国家の補助金が年額わずか十五万六千円ということになるかと思ひます。この執行吏に対する国庫補助基準額を改定する御意図があるかどうか、この点をお尋ねしておきたい。

○津田政府委員 執行吏国庫補助基準額令によりまして、本年の三月十四日、政令四十一号をもつて改正をいたしましたのであります。現在十七万四千円ということになりました。これが昭和三十七年十月一日から適用されることになっております。それでこの基準額の基準額の考え方、問題については、これはやはりいろいろ問題があるわけ、一つの考え方といたしましては、この基準額を相当上げるという考え方、基準額を上げるかわりに、非常にたくさん手数料を取つておる執行吏については何らかの措置を考へるといふようなことも一つの方法ではないかといふことが考えられます。この基準額については、御指摘のように行政職の八等級の六号並みといふことになつておつて非常に低いといふことが考へられるわけでございます。これは実態から申しますと、非常に活動してない執行吏といふことになるわけに多いといふ結果を来いたします。それかといふ執行吏がいけないわけにはいかないといふことにおおろくなるだろ

うと思ひますが、そういう意味で執行吏といふものは自由職業的な性格が起きておるので、ただ何かあるときには執行吏としての役目を果たさなければならぬという意味で最低の額が保障されておるといふような趣旨に見得る性質のものだと思ひます。八等級の六号といふのは、現在の考え方では配偶者と子供一人といふような基準で出ておるわけでございます。従つて、年令層等からいって必ずしも執行吏に合わないといふことがあるわけですね。基準額を上げて、さらに別途の措置を考へるか、基準額令はこのままにしておきか、このままといふのは、自然に増加していく場合は別です。というふうなことにしても検討しておりますが、ただ基準額の予算の基礎になる内容は、これは最高裁判所が大蔵省に概算要求してきめることになるのであつて、その意味において法務省としては、最高裁判所が定める予算の内容に従つて基準額を考へるといふ以外にはないわけですね。

○上村委員 実は当局も十分お察しだと思ひますが、裁判が判決が確定するといふことになつて、通常の場合には大体執行の段階にいかずに解決していくのが多いのであります。執行に入るといふのは非常にごたごたするわけでございます。こゝろいう意味から、いわば執行吏は公務員の身分として、しかも手数料といふものを主要財源として生活している。しかも仕事が社会的に冷遇視されておる。また執行が、最近の情勢によりましては次第に困難性を帯び、場合によれば身体に危険すら感ずる実情になつております。しかも御答弁の中にも十分ございましたよう

に重要な地位を持つものでござい
ます。また、従来から刑事の送達関係に
ついては、いわば無料サービスという
ことに相なっております。こういう点にお
いて、何らかの執行吏制度というものに
ついて、すっかりした検討が行なわれ
、改正の結論を出していくというこ
とが、いわば焦眉の急ではなからうか
と思っております。もしこれに對す
る処置が十分でございませんと、いか
に裁判におきますところの名判決、そ
の他において適正妥当でありまして
も、またこれが審理促進をされまして
早く確定をいたしましたとしても、最
終段階というものはまたそこで延びて
しまふということにも相なるし、また、
最も優秀な質のきわめていい多くの執
行吏の方をお迎えするという意味から
言ひまして、何らかこれに對する待
遇ということについては抜本的な對
策が必要であらう、こういうふうに思
うのでございます。もしそれが成り行
きまかせにいたしておきますと、何か
そこで事が解決されておるように見え
ましても、ほかの方法で解決されてお
る。執行吏という国家制度を通じて法
を最終的に実現するという以外に、場
合によれば、暴力その他町の事件に
よつて事件がすべて最終的には解決さ
れるというふうな、ほかの方へ流れて
いくおそれがある。こういう意味で特
に現在の状態を心配しておるあまり
に、多少言葉づかいその他においてき
つい御質問を申し上げたかと思ひま
す。しかし本案は前向き改正でござ
いまして、当委員といたしましては、
これがきめて前向きの改正であるとい
うことについては、心から賛意を表
するわけでございます。

ただ結論的に申し上げますならば、
一々の部面につきましては多少変わら
ますが、おしなべて二割五分の増額と
いうことでは、諸般の問題としては解
決されてないし、またその他につき
ましても検討する余地はたくさんあ
ります。こういうふうに考えますので、何
とか三十六年の国会において附帯決議
された趣旨を早急に結論を出し
し賜わつて、これが対処をお願いした
い、こういう熱意にはかなりません。
なお、執行吏に對する国庫補助基準額
というものについてもきわめて低きに
失ふところの思ひであります。一つ最高
裁判所は政府と協議の上で何とか来
年度予算においてこれが増額について御
努力を賜ひ、今後これに適切な処置
を早急になさることを要望いたしま
す。私の質問を終わりたいと思ひま
す。

○高橋委員長 坪野米男君。

○坪野委員 執行吏の手数料増額のこ
の法案について、今上村委員から相当
詳しく御質問があつたようでありま
すから、なるべく重複を避けて二、三お
尋ねをしておきたいと思ひます。

最初にお尋ねしたいのは、執行吏の
ほかに執行吏代理という制度がありま
すね。それから執行吏職務代行者で
か、そういうものもありませんか、この
執行吏代理というものはどういふ制度
で、どういふ根拠で置かれておるもの
か。そしてその執行吏代理というもの
の身分、それを最初にちよつと伺つて
おきたいと思ひます。

○仁分最高裁判所長官代理者 執行吏
代理は、執行吏が自分の責任において
選任するという形になっております。
ただ、適否について地方裁判所の認定

を受けなければならぬ、もし認定が
取り消されるようなことになれば解任
しなければならぬ、こういう形にな
つております。執達吏規則の十一條
にありますが、条文の形として、「執
達吏ハ特別ノ命令若クハ委任ヲ受ケタ
ル場合ノ外自己ノ責任ヲ以テ左ニ掲
クル者ニ臨時其職務ヲ執行ヲ委任スルコ
トヲ得」こういうことになっておりま
す。これはかなり継続して執行吏代理
の職務に従事しておる者があるわけ
です。執行の代理、それから主として送
達の代理をやつておるわけです。

○坪野委員 法務省からもらった参考
資料の八表ですか、ここに全国地方裁
判所管内の執行吏の人員、それから執
行吏代理数というのがありまして、執
行吏の合計は全国で三百四十三名、大
体毎年三百五十名くらいのものであ
りますが、執行吏代理も二百九十四名、三
百名足らずというところで、執行吏とほ
ぼ同数の執行吏代理が執行吏の責任で
——もちろん裁判所の認可が許可が要
るのでしょうけれども、執行吏代理が
職務を行なつておるといふことであり
ます。そういうことです、この執行吏
代理は、執行吏の責任で選任をやるの
ですから、執行吏の得た手数料の一部
は、この執行吏代理に人件費として、
固定給があるいは歩合給か知りませ
んが、さかれておる、こういうふうに理
解してよろしうございませうか。その
点、ちよつとお伺ひしたいと思ひま
す。

○仁分最高裁判所長官代理者 これも
執達吏規則に規定がございまして、手
数料の十分の三以上を支給しなければ
ならない、こういうことになっておる
わけでございます。

○坪野委員 そういたしますと、執行
吏の手数料の中から三割以上が執行吏
代理にさかれておるといふように理解
できるわけでありませう。そこでお尋
ねしたいのは、これはおそろく上村委員
からも質問がなされておつたと思ひ
ますが、執行吏の収入額、参考
資料の七表にありますが、最後の昭和
三十六年度の収入額で、執行吏数が三
百四十九名、手数料が——カッコの中
は一人の平均額だろふと思ひますが、
年収五十七万二千三百八円というの
は三百四十九名の平均手数料の収入額、
こういうふうに理解できるかと思ひま
すが、今の三割程度の執行吏代理の人
件費もこの中から支給されておる、も
ちろんあとの立替金もありますが、そ
ういふようにこの表を理解していいの
かどうか、ちよつとお尋ねしておき
ます。

○仁分最高裁判所長官代理者 お説の
通りでございます。

○坪野委員 そういたしますと、三十
六年度三百四十九名の一人当たりの
手数料が五十七万二千三百円とい
うと、相当な収入のように見えますけ
れども、その中に半数近い執行吏代理
が入つてゐる。しかもその執行吏代理
に對しては三割以上の人件費が支給さ
れてゐるということになると、執行吏の
手数料の年収はそれより大きなもので
ないといふことが、この表だけで一見し
てわかると思ひます。戦後のある時期
において、あるいは戦前において、執
行吏は非常にぼろいものであると、何
と云ひますか、非常に人のいやがる執
行業務をやるものですから、手数料取
入で相当ゆつくりしてゐるといふのが
常識であつたやうであります。また、

私たち弁護士も、あまり執行業務に関
係ありませんので、執行吏はぼろいも
のだという認識を常識的に持つておつ
たのですが、この国会審議で初めてこ
の表を見て、この程度の年収——やみ
でわいろを取つてゐるといふことは論
外であります。そういうことは制度上
認められないわけでありませう。また、
帳簿をこまかくすることもできない
わけ、やはりすべて書面で処理され
るわけですから、ここに出ておる手
料収入、これは全国平均でありますけ
れども、から見ると、相当低いと考え
られるのです、その点どういふよう
にお考えになっておりますか。

○津田政府委員 お手元のたゞいま御
指摘の表でございませうが、これは全部
執行吏代理に仕事をまかした場合に三
割以上を当該代理に渡すといふことが
あり得るわけです。この手数料の総額
について、全部三割出しているわけ
はございませぬ。執行吏が直接やる分
が相当多数あるわけでございます。こ
とに地方の執行吏は代理を置いてお
らない場合が非常に多いわけございま
す。そういう意味におきまして、この
五十七万の三割が代理にいくというふ
うな数字には私はならないと思ひ
ます。しかしながら、やはり相当程度
代理に給手を渡さなければならぬとい
ふことはもちろん事実でございま
す。それから、先ほど申し上げました
ように立替金の中でも旅費、ことに執
行吏代理は送達をやる場合が多いわけ
ですが、その送達旅費につきましても
は、先ほど上村委員に申し上げました
ように、ダブる旅費がたくさんあるわ
けであります。ことに大都市にはそう
いふ面もございませうから、代理その

の給手については、もう少し実態を究明しないと、内容がわからないというふうなことになるおそれがあります。

○坪野委員 今言われた通りです。しかし、第八表を見ると、全国で執行吏数が三百四十三名で、代理数が二百九十四名、執行吏と同数近くおられるわけですが、もちろん、これが執行吏と同じだけの収入を得ているということにはなりませんけれども、まるまる委任した場合に三割と言われますけれども、また、忙しい執行吏の場合にはほとんど専任的に執行吏代理を置いて、固定給なりそれにプラス歩合給を払っているということがあると、ほろい商売だと私たちが見ておられたけれども、実態はそうじゃない。特に三十年から据え置かれておる今日では、こういういやな仕事をさせられておる執行吏の立場から、どちらかというところ、一般公務員より待遇が相当悪いということが言えるのじゃないかというように考えるのですが、その点に対する御意見を一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 確かに御指摘のような面は十分ございまして、この手数料その他の立替金収入の点から申しますれば、必ずしも待遇は十分でないというところは明らかだと思ひます。ただ、この点につきましても、大都市と中都市あるいは地方と、かなりの差があるように見受けられるのでございまして、たとえば一例を申し上げますと、昭和三十五年の東京におきましては執行吏の一人平均の手数料、書記料収入は九十七万九千四百四十四円でございます。それに立替金収入、これは主として旅費でございますが、宿泊料は一銭もございせん。旅費で百六十九万五

千七百四十八円ということになります。そういういたしますと、合計いたしますと二百六十万以上の収入が一応あるわけですね。もちろん役場その他のあるはございまして、ところがその支出の実態は、手数料の面では赤字になるが旅費で黒字になるというふうな収支計算が一応出ておるわけでありまして、この収支計算につきましては、私どもは相当の疑問点もあるわけでございますけれども、これは究明する手段がないわけでございます。そういうような面があるわけでございます。大都市の執行吏の場合は必ずしもそう給手が悪いというところにはならないのではないかと感じがいまして、地方においてはそれの逆の面は非常に出ておると思ひます。

○坪野委員 その通りであります。東京、大阪というような大都市では、それは相当な収入を得ているかも知れません。大体公証人だつてそうです。私たちが弁護士をやっている以上にはほろいということも、いろいろ実態を聞いております。それは大都市の特殊性でもありまして、しかし、全国でわずか三百四十人くらいしかおらない、しかも必置の国家機関だということ、いなかの執行吏というものは、本職としてこれだけで飯が食えるかといへば、食えないような状態の場合もおそらくあるんじゃないか。最低を私は聞いておりませんけれども、平均的にとつてみて、私、今の東京の場合だつて、そんなにこれでけつこうだといふほどでもないかろうと思ひますが、まあ東京の場合をとれば、幾らかこれ

しょうけれども、全体的に低いということは、これはもう執行吏の職務の性質上、一般公務員以上の給手があつていいと考えられるのに、むしろ一般公務員よりきつめて劣悪な状況に置かれておるということは言ひ切れると思ひます。その点、政府においてもう少し実態調査から抜本的な手数料の改定を一つ早急に考えていただきたいと思ひます。

○津田政府委員 この点につきましては、御指摘の通りでございます。六条、七条の動産、不動産引渡し等の手数料、ここで動産の引き渡し等の手数料を二百円から二百五十円に増額するということですが、これと不動産との比較で、動産は二時間の執務時間が一単位になっており、不動産執行の場合三時間が一単位だ。不動産の方が一時間あたりの手数料の単価は低いというところは、不動産執行の方が動産執行よりもたやすい、軽微な労働だというよりな考え方に基づいているのじゃないかと思ひますが、ちよつと私は実情に合わないと思ひます。むしろ動産執行よりも、今日の不動産執行、特に家屋の明け渡しというふうな執行の方が困難性を伴っているのじゃないかというところから考えると、動産執行は二時間で二百五十円もらへる、不動産執行は三時間かかって二百五十円、あとは一時間ごとに五十円、この二時間、三時間の差別はむしろ逆ではないか、少なくとも同額で同じ単位時間、二時間で幾らというのが合理的じゃないかと思ひます。何か不動産執行というものは、昔は執行吏が立つていておいて一言声をか

ければ、ふるえ上がった路頭に放り出されたというふうな時代があつたかどうか知りません。しかし、今日私が弁護士になつて戦後の不動産執行というものは、それとなくしる人ばかりではないので、むしろ動産執行よりも困難性を伴っているのが常識ではないかと思ひますが、どうして明治二十三年以来動産執行の場合は二時間、不動産執行の場合は三時間を一単位としておられるのか。これは予算法案じゃないですからね。直接予算を伴うわけじゃない。それを何ら改正されないで、どうしてこれがそのままになつておるか、その点御意見を一つ承りたい。

○津田政府委員 この点につきましては、御指摘の通りでございます。ただ今回の改正は、提案趣旨説明にもございまして、一律引き上げということになつておるわけですね。その一律引き上げをやらざるを得ない理由につきましても、先ほど上村委員の御質問にお答え申し上げましたわけでございます。要しまするに執行吏の収支計算といふものは、現在私どもが満足すべき資料はほとんどないと言つていいと思ひます。執務の実態並びにその収支といふものは、少なくとも政府の側にはわからない。ところが、これは裁判所管下の職員でございまして、直接政府がこれを取り調べるということが非常に困難な事態になつておる。そういう意味におきまして、私どももいたしましては、手数料並びにその収支の実態が明らかになれば、さらにこの内容にわたつて当然ここに検討し得ると思ひます。でありますけれども、現在ではそれができない状態でございますので、や

ですから一般の訴訟費用の場合にはそれは低きに越したことはない。しかし、また他の物価とのバランス、一般の国民の全体の訴訟費用の負担能力という点を考えて若干の適正な増額ならばは必ずしも反対ではないわけです。この執行吏の場合は、なるほど公共料金の性格のものでありますけれども、公共料金の性格から低く抑えて、それによって執行吏の、これは国家公務員ですから、公務員の給与が国家の別の施策で保護されるということであればともかくでありますけれども、ただ手数料を抑えて、他で執行吏の生活安定と給与の改善が講ぜられておらないというところが私は問題だと思っております。

そこでもう一つお考えいただきたいのは、大体執行吏に委任をして強制執行をやるということは、普通の国民は一生に一度あるかないかなんだ。相互銀行とか金貸しとか、公正証書に基づいて執行専門にやっているような債権

者で、こういう人たちの手数料が少々上がるかと、弁護士に払う費用、公証人に払う費用、そういう全体の訴訟費用の中から、執行吏に払われておる費用は微々たるもので、極端にいえばたまたまに安いのです。私は、家屋の強制執行は一ぺんやったことがありますが、これだつて執行吏に払った費用は今言つた通り、自分で払つたことがないからわかりませんが、わずかなもので、家一軒でも、悪い債務者に対して、暴力団が入つていゝるのをほり出そうと思へば、十人二十人の人夫を連れて行つて私が陣頭指揮しなければ出せない。そして何万と金がかかつてゐるわけですね。その中で執行吏に払つてゐる費用は、二百円か三百円か知らぬけれども、ただのようなものなんです。ですから、執行専門にやつてゐる高利貸とかあるいは相互銀行とか、負担能力がある人たちが払つてゐる執行吏の手数料というのは微々たるものだと思う。一般の国民大衆が裁判をやつて、三年、五年かかつてやつと勝つた。そして執行吏に払う費用も、弁護士に払つた報酬、手数料その他の費用から比べると、私は問題にならぬほど低いと思う。大体執行吏に払う費用といふものは、たとえば葬式の費用と同じで、裁判に勝つて最後の仕上げに払ふのに、まあお祝儀をつけたといふくらいのもので、いつまでもこういう不愉快な争いをしたくないという終止符を打つことですから、私はこれの手数料の現在の額がかりに倍の一〇〇%増額になつたからといつて不当に高いといふやうな、あるいは国民はそう裁判をしよつちやうやつてゐるわけじゃないのですから、

執行を委任する国民大衆の中の債権者といふものはごく限られた、しかもそれら一生に一度あるか二度あるかといふ程度の費用で、しかも全体の訴訟費用の中で占めるウェイト、またその性質から考えますと、公共料金的性格だから、そして執行吏も公務員の端々だから公務員を泣かしておいたといふ考えは、私はちよつとかわいそうな気がするのです。むしろ、一般の国民は逆に執行吏に、適正な手数料であれば少々の手数料を払つても早く執行してほしいというのを願つてゐるわけですね。むしろ、今のうちに手数料が安いから、頼んでも、それこそ一週間も十日もはつておかれる。そして数件固まつてから一ぺんに一緒に執行に行つてもらうといふやうなことで、一般の債権者も必ずしも満足しておらないと思ふのです。ですから、公共料金的性格から、一足飛びに二五%から一〇〇%にといふのはちよつと一般の世論がどうかといふお考えもあろうかと思ひますけれども、予算が伴うわけがなく、これは大衆負担になります。今言ひましたように、精神的にもあるいは物質的にもそれほど大きな負担を感ぜず済むのじゃないか。そういう意味で、今の執行吏の身分、義務は公務員でありながら、手数料の点以外に何ら特権らしい特権がない。社会保障制度もない。税法も勤労所得税の適用を受けてゐるのです。一般の事業所得税を払つてゐるというところでして、私は、こういういやな、しかもぜひ必要な国家機関に働かす執行吏の手数料について、予算云々の問題じゃございませぬ、また弁護士会の意見も一

般の世論も聞いていただいてけつこうです。ですから十分実情に即した改正案を、私、先ほど指摘した不動産執行などのごときと単なる金銭債権の差し押えなどの手数料のバランスという点も十分御検討願つて、次の国会にぜひ検討された結果を具体的に告示をお願いしたいといふことを強く要望いたします。

ほかのお尋ねしたいこまかい点がございませぬけれども、時間の関係、また上村委員がおそらく相当詳細に質問されたことだらうと推察しますので、この程度にとどめますが、一つ大臣もお見えのやうです。こういう日の当たらぬ非常に下級の公務員の、身分もきつめて不安定なやうな執行吏といふ特殊な公務員の給与の改善について、法務当局、裁判所当局だけでなしに、大臣も政治家としていろいろ分野についても思ひをぜひいたしていただきたいといふことを要望いたしました。私の質問を終わります。

○田中(幾)委員 関連して一点、執行吏の待遇向上については私どもも異論はありません。先ほど上村委員からもお話がありましたが、執行吏の制度の根本的な改善ともいひますか、これはぜひ必要だと私は思ふのです。と申しますのは、執行吏は、公務員であつても独立の事務所を持つて、そこで独立の執行行為をやつてゐる。ちよつと中性的な感のする職務であります。まかり間違へば執行の公正を欠くことが多いのです。先般もあるところで不動産の競売をやつたのですけれども、時間が来たから競売をやつたのでしょが、来るとすぐに事件屋と組んで不動産の競落を実施した。債権者なり債務者なりが買ひ戻したいがために自分で競落する気持で行つたところから、すでに事件屋の手に渡つておつた。これを買ひ戻すために幾らかかつたかといへば、三十万円金を出さなければならぬといふ買ひ戻しができない。これは執行吏が執行に当たつて事件屋と組んで金もうけのためにやういふ執行をやつたのであると思ふのです。法律的に違法であるかどうかといふことは別問題として、しかしあとで三十万円、五十万円持つてこいと要求する以上は、やはり執行吏との間に何らかの密約があつてやつたのではなからうか。私は執行吏の待遇改善については大賛成ですけれども、執行吏の執行行為のやり方について一体どういふ監督が行なわれているのか。非常にむずかしいと思ふのですが、公務員である以上は、やはり具体的な職務について、監督者としてはある程度の監督をしないといふ、そういうことが各地にあるだらう。これがひいては執行吏の不信となり、あるいは裁判所の信用を失ひ、あるいは判決の効力を失ふといふやうなことになるかと思ふのです。それでこの執行吏に対する上司の監督は一体どういふふうに行なわれているか、その点を含めて執行吏制度といふものの根本的な改正が必要ではないか、かように思ふのですが、御意見はいかがですか。

○仁分最高裁判所長官代理者 執行吏の監督の問題でございしますが、これは地方裁判所に置かれてゐる裁判所の職員といふことになつております関係で、第一次的には地方裁判所、それから裁判所法八十条におきまして高等裁判所、最高裁判所いすれもこれが監督

機関といふことに法律的にはなつております。ただ地方裁判所に置かれてゐる監督関係で、昭和二十九年にできました裁判官会議を構成する裁判官が監察官に毎年任命されるわけでございます。その監察官が定期的に、一年に二回以上執行吏役場へ臨みまして記録とか書類それから保管の金品などの検査をいたします。そしてそれは最高裁判所の方にも報告が参るわけでありまして、そのほかに執行の現場に臨みまして職務の執行を監察することができるといふことになつてゐるわけでございます。しかし、執行吏の職務の執行といふものが裁判所の外で行なわれてゐるという関係から、現場に臨んで職務の執行を監察するといふことは事実上非常に困難であるといふことで、しかも執行吏が直接当事者から依頼を受けまして手数料を受領して、しかも独立の権限に基づいて執行するといふ現行の建前からは、監察にもおのずから限界が出てくると考へるのであります。そこで根本的にはやはり執行吏制度といふものを改めていただかなければならぬのではなからうかと考へてゐるわけでございます。現在法制審議会におきましては執行官制度といふものが検討されてゐる段階でございます。

○田中(幾)委員 これは執行吏の教養と云ひますか、そういう点にも大いに関係があると思ふのです。ですから、やはり検事の会同のやうに執行吏の会同などを催して訓示するとか執行方法の公正なやり方について指示するやうな制度をつくる必要があると思ひます。そういう点に力点を置いて将来は執行吏制度の根本的なあり方という

ものについて御検討をお願いしたい、こういうことをお願いしておきます。

それからもう一点、先ほど商法中改正法律施行法の一部改正について、六大都市のほか北九州市を入れたわけですね。ところが、これと同じような規定が訴訟費用等臨時措置法の第三条に、京都、大阪、名古屋、神戸、横浜、こう書いてございますが、商法改正のうちには今度の北九州市を挿入する改正をやる。これと同じようなことで、入っておりませんが、これは裁判所の管内は一つだから省いたのだらうと思ふのですけれども、これはやはり検討なさって必要はないということをやったのですか、どうですか。ちょっと疑問ができたものですから……。

○津田政府委員 ただいま御指摘の訴訟費用等臨時措置法の第三条で、六大都市につきまして旅費が定められておる。こういう点について北九州市を入れるかどうかという問題でございますが、これにつきましては一般旅費との関係にもらみ合せて考えなければならぬ問題でございます。ただいまのところは、これを六大都市並みにするのが適当か、その他と同様に考えるのが適当かという点については、まだ確たる結論が出ておりませんし、ことに北九州市は発足した当初でございますので、その実情を見た上で考えたいというふうに考えて、今回は見送っておるわけです。

○坪野委員 先ほど、執行吏の手数料の合理的な改正という点について私の意見を申し上げ、また法務大臣に要望しておいたわけでございますが、この際一つ法務大臣に、執行吏の手数料の抜本的な改正ということについて法務

当局なりあるいは裁判所と協議されて、できるだけ近い次の機会までに十分な検討を加える御用意があるかどうかという点について所信をお伺いしておきます。

○中垣国務大臣 お答えいたします。

先ほどから各委員の方からいろいろ御指摘いただきまして、まことに私もとてもであると思ふ点が多いのでございまして、執行吏の重要な職務は、申すまでもなく裁判の結果についての実行をするわけでありまして、実行が終了してこそ裁判の判決の結果になるわけでありまして。そういう大事な仕事をしておるのに、執行吏の大体の収入が手数料であるというような制度並びに執行吏に対する監督上の制度、そういうたようなものにつきましても、もう少し検討をいたしまして、できるだけ早い機会に十分整備した制度を提案をいたしまして、御審議をいただきたいと思います。かように考えております。

○高橋委員長 本案に対する質疑はこれで終了したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入る順序でございますが、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ました。

なお、ただいま可決いたしました本案の委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 次に、裁判所の司法行政に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。猪俣浩三君。

○猪俣委員 法務大臣にお尋ねいたします。最高裁判所の人事につきまして二、三お尋ねしたいと思ひますが、最高裁判所の判事の任命につきまして、法務大臣はどのような職責を持つておられるか、まずそれをお尋ねしたいと思ひます。

○中垣国務大臣 最高裁判所の裁判官の任命につきましては、法務大臣が候補者を選考いたしまして、これを内閣に推薦をいたしまして、内閣がこれを任命するということになっておりますので、法務大臣といたしましては、あらゆる点から十分裁判官としての人格、識見を持った方を御推薦申し上げる、そういう重要な職務があるわけでございます。

○猪俣委員 最高裁判所の判事の任命は、裁判所法三十九条によって内閣が任命することになっておりまして、法務大臣が推薦しなければならぬというふうなことは規定には見えないというふうなことが、法務大臣は閣僚の一員として、当然の職責としてやられることだと思ひわけあります。そこで、その推

薦をなさるについて従来の慣行もあるわけですが、たとえば最高裁判所等とあるいは日本弁護士会等とよく話し合ひをされて推薦されるのかどうか。これは法的根拠を聞いておるのではございせん。従来の慣行をお尋ねしておるわけですが。

○中垣国務大臣 最高裁判所の判事につきましては、最高裁判所の発足当時から、判事の非常に重大な任務にかんがみまして、大体選出の母体というふうなものを三つの母体に限っておるのでございます。その一つは、判事の経験のある判事出身の方、それから在野法曹の弁護士経験のある弁護士出身の方、それから一般の学識経験者、それぞれ専門的な法曹経験あるいは各法律に対する学問の権威者、そういう者の中から選ぶということ、大体三つの母体を選出の基準にしておるのであります。任期が完了いたしますと欠員ができるわけでありまして、その後任を内閣が任命いたします。

○猪俣委員 五、弁護士が五、学識経験者が五といったような大体の標準と言ひますが、原則というものを尊重いたしまして、そういう建前から選出をいたしておるのでありまして、もちろん弁護士会から出る場合には日本弁護士会の意見を十分に聞きますし、また判事から出られる場合には裁判所の御推薦を承り、一般の学識経験者の場合には法務大臣は慎重にこれを検討いたしまして内閣に推薦をする、こういう形を従来とっておるのでござい

ます。

尋ねたかったのですが、今事務総長がお出かたです。ですからこれは事務総長にお尋ねすることにいたします。

法務大臣がとにかく裁判所、弁護士会の推薦を待つて内閣に推薦なさるということを承ったわけですが、先般の新聞紙に、この三月十四日ですか定年になられました高木常七判事の補充といたしまして名古屋高裁長官の近藤さんが各新聞に一齐に報道せられたわけでありまして。ところが、その後それは違ふのだと取り消したといふような新聞報道もあつたやうであります。

何か不明朗な巷説が行なわれているわけでありまして。このいきさつについての御説明をいただきた。

○中垣国務大臣 人事のことでございますので、あまりここで詳細に御報告申し上げることは差し控えたいと思ひますが、先般の新聞に、中垣法務大臣が弁護士会の推薦によって現職の名古屋高等裁判所長官を最高裁の判事として推薦する決定を見たというやうな報道がなされたのであります。が、あれは全く事実無根と申します。か、まだ何ら決定をしていなかったにもかかわらず、かような報道がなされたのであります。そこでその新聞報道に對しましていろいろ意見等がございまして、まだ白紙である、ただいま弁護士会や裁判所側とも意見の交換中であるからというやうなことで、一応私の考え方を白紙であるという立場から述べたわけ、そのことが新聞の報道になつたかと思ひますが、が、そういう特定の人の名前をあげて、どうこうということは、ここで議論するだけでもどうかと思ひのであります。

けれども、あの当時そういう段階では全然なかったのでございます。

○猪俣委員 各新聞紙がほとんど全部報道せられたのでありまして、こういうことは常識上、法務省側から発表されなければ全国の各新聞が一斉に報道するんというところはあり得ない。これは一、二の新聞記者が特種として報道するような場合においては、往々出し抜こうということから、まだ固まらないうちのものを発表するきらいなきにしもあらずであります。こういうことを東京の大新聞その他全部一斉に報道するということは、何らかのさような権威ある機関から発表された、こゝろ思ひわけでありまして、今それを私どもかれこれ言うわけではありませぬ。ただ近藤さんについては非常に気の毒で、人権問題になることでもあります。そこで今真意のあるところをお尋ねしたわけでありまして、もちろん近藤さんは実に最悪の人だと思ひますけれども、ただ、これを報道せられたそのままだち消えになったような形になっているのはなほ遺憾であると思ひます。

そこで、なおその新聞の報道するところによると、この名古屋高等裁判所の長官近藤さんを日本弁護士連合会が法務大臣に推薦をしたというふうに報道されておりますが、そういう事実はあるのですか。

○中垣国務大臣 日本弁護士会に私が諮問をいたしました、今度は弁護士の方から最高裁の判事を補充しなければならぬと思ひますので、適当な人があつたら御推薦をいただきたいということ、を正式に申し入れをしたのであります。が、そのときに、その後になりまして

三名の方の名簿を持ってこられたわけでありまして、それにつきましては日本弁護士会からいろいろ要望等が加わつておるのであります。その第一は年令というものにこだわらずに、りっぱな人であつたらぜひともわれわれの推薦した中から採用していただきたいというようなこと、それから法務大臣は五、五、五の比率を尊重していただきたい、これを軽視、無視されることでは困るから、といったようなことの申し入れもあつたのであります。それから、先ほど申し上げましたように人事のことでありますからちよつと的確に言いくいのであります。ある人につきまして、この三人の中で二人が適当でないというようなことにもしなつたならば、弁護士会には人がないから、そういう場合には、弁護士出身でなくてもこういう人は非常にりっぱな人と思ひますので、一つ最高裁の判事にぜひとも御推薦をいただきたい、こういうようなことがございまして、そのことを最高裁の方にもお伝えをいたしました。そして慎重に——人事でありますから、先ほど猪俣さんからも御指摘がございましたように、これは非常に迷惑をかけるようなこと等にもなるような結果にならぬとも限りませんので、非常に慎重に取り扱つておつたわけでありまして、先ほど猪俣さんは、おそれる法務省の権威のあるところから出たニュースではないかという御指摘であります。さうなことは今度とは断じてございせん。法務省では、この問題は私と事務次官だけが知つておつたのでありまして、新聞に報道された当時は、内閣はおろか、まだ法務省の金庫の中にその名簿が入つ

ておりまして、だれも知る機会はなかつたのであります。まあ、ああいう結果になつたことはまことに遺憾であると思ひます。そういうことでございまして、現職の高等裁判所の長官という地位に對しまして、一そう私は注意深く用意周到にあちらこちらのいろいろな意見を聞いておつた途中であつた、そういうときに発表された、こういうことがあつたときの真相であります。

○猪俣委員 この最高裁判所の判事は、三種分立の見地から見しても重要な職責だと思ひますので、慎重に御推薦をし、なお閣議においても法務大臣から慎重なる御発言をいただきたいと思ひます。

実はこの法曹一元の問題が、御存じのよう司法制度調査会の重要な調査題目となつております。現在法曹一元の精神がある程度貫かれておりますのが、最高裁判所と司法修習制度であります。つまり判検事、弁護士の卵の養成と、それからその最高の上り切つたところとが、ある程度法曹一元になつておるわけです。これを今度は全部に及ぼすというのが大体的方向のわけでありまして、その際ですから、最高裁判所においても、この五・五・五の比率についてはよほど注意してやつていただきたいと思ひます。そこで、裁判官を五にする、弁護士出身を五にする、学識経験者を五にする、というのです。が、さうすると、一裁判官五という裁判官は、現在裁判官になつて五というのか、あるいは弁護士、任命の直前弁護士であるという意味なのか。それから学識経験者ということになつて

おりますが、検事はこの中に入るのかどうか。さういふ五・五・五の比率を守るにつきまして、何が裁判官の五になり、何が弁護士としての五になり、何が学識経験者としての五になるかというようなことは、別に法令的な規定はありませんので、相当問題があると思ひます。ただし、これはなかなか簡単な問題のようであつて重要な問題でありまして、この五・五・五の比率というものを保つということが、法曹一元をいわれている現在においては非常に大切なことであります。そこでこの定義も非常に大切なことになるかと思ひます。そこで、これは最高裁判所の事務総長によく聞きたいと思ひますが、法務省あたりで御理解になつておる裁判官出身五名にするという裁判官というものは、どういふふうな定義のもとにおきめるのか、それをつつ承りたい。それから弁護士とは、どういふ定義のものを弁護士出身五名とするのか。学識経験者といふは、これはもうわかるわけでありませんが、その中に検事出身が含まれるかどうか。検事出身が含まれるとすれば、学識経験者の中に何人くらいを檢事から充てるような内規でもあるのかないのか、その点のことをお尋ねしたいと思ひます。

○中垣国務大臣 別にその問題につきましては、日本弁護士会並びに裁判所側、法務省側におきまして、申し合はせてあるとか、あるいは内規であるとか、さういふことは別にないでございまして、常識をもちまして、判事といふのは、やはり判事出身の現職の判事といふものが一番適格な判事だろうと思ひますし、弁護士は、やはり在野

法曹といふことでありますから、弁護士の登録を受けておられ、弁護士として活動しておられる、そういう人を言うのだからと思ひます。それから学識経験者といふのは、やはり法律を専門的に検討される力のある、たとえば現横田長官のようなあつた経験の方、あるいはまた立法作業並びに諸制度等に對して、さういふ法制上の非常に豊かな経験のある者、それからたとえば検事のような、さういふ檢察行政等につきましても経験のある者、さういふものを学識経験者と言ひます。さういふ者を何名とるか、あるいは法制局長官並びに法制上の経験のあるたんのうな方を何名とるか、検事を何名とるか、さういふことは、法務省にある記録によりまして、別に定めてはないのでございまして、努めてバランスのとれた人事と申しますが、片寄らない配置をしていくということが一番ほんとうであり、良識的なやり方ではないか、かように考えておる次第でございます。

○猪俣委員 最高裁判所の事務総長がおいでになつたようでございまして、お尋ねしたいと思ひます。この三十八年度と申しますか、今年から来年の一月ごろまでにかけて、最高裁の判事にして定年に達する人の人名及びその定年の時期、それを御説明いただきたいのです。

○下村最高裁判所長官代理者 実はよんどころない事情がございまして遅参いたしました。おわび申し上げます。お尋ねの、今年から来年の初めにかかけまして定年退職される最高裁の裁判官を申し上げます。一番近いところで

は、本年の五月二十二日に池田克裁判官が定年退官されます。それから本年の六月一日に河村大助裁判官、本年の十一月十四日に垂水克己裁判官、本年の十二月三十一日に河村又介裁判官が、それぞれ定年退官されます。本年中はそれだけでありまして、来年の初めになりますと、一月二十八日、下飯坂潤夫裁判官が定年退官されます。

○猪俣委員 そうすると五人でございますね。

○下村最高裁判所長官代理者 そういうことになります。

○猪俣委員 そうすると、今法務大臣に聞いておられますが、最高裁判所の判事は、慣行として、裁判官出身、弁護士出身及び学識経験者、いずれも五・五・五の比率で任命するようになっておるわけですが、この五人の方々のこの意味の区分けはどういうことになりまうか。池田克さんは裁判官ですか、弁護士ですか、学識経験者ですか。

○下村最高裁判所長官代理者 私の方では、学識経験者から任命されたものと考へております。それから河村大助裁判官は弁護士から任命されたものと考へております。それから十一月の垂水裁判官、これは裁判官から任命されたものと考えております。十二月三十一日の河村又介裁判官は学識経験者から任命されたものと考へております。一月二十八日定年の下飯坂裁判官は裁判官から任命されたものと考へております。

○猪俣委員 そうすると、三十八年度の定年になられる方は、弁護士から出

られた、弁護士会で推さねばならぬ者が一人、それから学識経験者としてとられた者が二人、それから裁判官としてとられたものが二人ということになります。池田さんは検事出身で、検事出身者は学識経験者の中に入るということになっておりますか。

○下村最高裁判所長官代理者 このペースと申し上げますが、色合いは、私の方では、実を申し上げますと、内閣で任命されますものではございませんが、申し上げられないのでございまして、池田裁判官は、長い間検察官をやっておいでになって、それから弁護士を数年やられてから裁判官になられたのですが、私どもとしては学識経験者の中から任命されたかと考へておるわけでございます。

○猪俣委員 そこで、あまりそういうことをやかましく言うのも非常識かもしれないが、なかなか五・五・五の比率を、何が裁判官で何が弁護士で何が学識経験者かということに実は問題があるわけでありまして、現在任命の直前に弁護士だった者が弁護士ということになるのか、今あなたの説明でいうと、池田克さんは五月に定年になられる。この方は弁護士をやられておる。それが学識経験者として入っておられる。なおもし過去の経歴を言うなら、この人は検事なんですね。また就任直前をいうならば弁護士だ。それから今の高木常七さんもおやめになった。これは一体弁護士としての比率の中に入っているか、あるいは裁判官か学識経験者か、どちらなんですか。

○下村最高裁判所長官代理者 高木裁判官は相当期間弁護士をやっておいでになって、終戦後裁判所に入られまして、それから十何年かやられましてから六十五才で定年退官になられまして、それで弁護士を登録されまして、それから三月月ぐらいたつてから弁護士会の方の推薦で最高裁判所の裁判官に任命されたというふうに私は聞いております。従つて、私の方では弁護士から任命された方であると考えております。

○猪俣委員 そうしますと、今度はその後任として出る方は、やはり弁護士会の推薦ということが原則だということになるわけですが、これは法務大臣はいろいろふりにお考えになりますか。

○中垣国務大臣 できるだけ弁護士会が推薦した方からとつていきたい、こういうことでございます。

○猪俣委員 それからいま一点聞きますことは、現在裁判官であられても、その過去の経験が弁護士として相当長い経験を持たれ、それから裁判官になられた、そういう現在裁判官であつても過去において非常に長い間弁護士をやつておられたというような立場の方、これが日本弁護士連合会から五・五・五の弁護士の比率として推薦されたという場合には、これは裁判所側はどうお考えになりますか。現在は裁判官だ、しかし過去に長い弁護士の経験がある方で、しかも日本弁護士連合会が推薦したという方は、弁護士の株——株というのの妙ですが、弁護士の株として採用されるか、裁判官として採用されるか。この五・五・五の比率を守る上におきまして、これは相当デリケートな問題だと思ひますが、これは裁判所側はどうお考えになりますか。

○下村最高裁判所長官代理者 経歴につきましては、それぞれの方に当たつてみますと、弁護士をやられたり、裁判官をやられたり、検察官をやられたり、いろいろになつておりますので、これをおつきりとして定議づけることはなかなか困難であります。今お話しのように弁護士を相当長くやられまして、それから法曹一元というよりなことでできるだけ弁護士としての経験を裁判所の中に入れるという意味で裁判官になられ、裁判官になられてからも相当たたれました方は、私の方は弁護士出身の裁判官と考へる。従つて、もしその方が最高裁判所の裁判官に任命され、日本弁護士連合会の推薦があるというところでありますれば、これは弁護士出身の方が任命されたというふうに考へておるわけでありまして。

○猪俣委員 そうすると、現在裁判官であるといひましたも、過去において長い弁護士の経験があり、かつ日本弁護士連合会が弁護士側の推薦として推薦してきたときには、裁判所側は弁護士の五の比率として採用して差しつかえない、こういう御意見でありますね。

○下村最高裁判所長官代理者 おつしやる通りでございます。

○猪俣委員 なぜこんなに念を入れて質問をするかという、甚だしい疑問が、高裁判所の態度について疑問を持つ人がありますので御質問したのです。具体的人名をあげての質問は差し控えますが、ただそのお考えを聞いておけばいいわけでありまして。

○猪俣委員 そうすると、五・五・五の比率の、裁判官とは何ぞや、弁護士とは何ぞや、学識経験者とは何ぞやというより

な問題につきましては、現在裁判官である者は全部裁判官の五の比率の中として採用するということではなしに、なおその人の前歴によつて、しかも弁護士会の推薦というふうなことで考慮してしかるべしというふうに御答弁になつております。それに間違いありません。

○下村最高裁判所長官代理者 その通り私の方では考へております。ただ一言つけ加へさせていただきますと、弁護士から最高裁判所に入られる方のうちで、直接最高裁判所に弁護士から入られる方もございまして、弁護士からある期間下級裁判所の裁判官として勤務されまして、それから今度は最高裁判所に入られる方もあるわけでございます。私の方としては、そういうことにはあまり差等をつけないで考へたい、こういうふうに思つておるわけでありまして。

○猪俣委員 法務大臣に今と同じ質問を伺いたいと思ひます。

○中垣国務大臣 現職の認証官である判事を弁護士として認めなければならぬ場合があり得ると私は思ふのです。というのは、非常に適当な人がないという場合に、解釈を拡大いたしましてかつて、弁護士であつたというふうな考へ方であることですが、原則といたしましては、やはり判事としての現職の判事が弁護士出身である方が、検事出身であつても、あるいは学者の出身であつても、やはり法曹一元化の建前から言へば、むしろ現職の判事は判事として、高裁判所に登用して任命されることが私は正しいと思ふのです。しかしながら、たとえば

今度の場合は、弁護士会が推薦したのではないのでありますけれども、弁護士会がはつきりと弁護士で推薦した中に現職の裁判官があつた場合に、他に適当な人がないというような場合には、当然私は弁護士として任命されてもよいのではないか、こういふふうに考えております。

それから先ほど私にお尋ねになったことで、少し説明が足りなかつたと思つたのでありますが、弁護士につきましても同じことが言えると思つたのであります、やはり在野法曹で二十年、三十年の純粹の弁護士としてこられた方を、弁護士のワケの中で最高裁の判事に任命をする、これがやはり原則だと思つております。ところが純粹の弁護士としてこられた人の中にどうも適当な人がない。それよりもかつては判事であつた、かつては検事であつた、もしそういう人があれば、そのとき弁護士をしておられて推薦された場合は、やはり弁護士として認めていかなければならぬだらう。はたしてそれが適任者であるかといふたような問題について慎重に考えなければならぬような段階に至りましたときには、そういう少し幅を広げた考え方をする場合もあらうかと思つて、どこまでも原則として法務大臣としては判事五、弁護士五、学識経験者五と、人事の機構上の問題に何らかの改革がない限り、これはやはり守つていきたい、かように考へております。しかし、決してそれにとらわれてしまつて、それから一步も融通がきかぬというのではないのであります、やはりことしのようにたゞさんの最高裁判所の裁判官の人事が行なわれます場合には、まず判事のワケ

の中からとるときには、ほんとうの判事であるかどうかといふことが一番先だろふと思つたのです。弁護士の場合には、やはり純粹の弁護士であるかどうか、学識経験者が眞の意味の学識経験者であるかどうかといふことだけは、法務大臣はそういう推薦の職務がありますから、選考の心がまえをいたしまして、そういうことを守つていきたい、かように考えております。

○猪俣委員長 終わります。

○高橋委員長 法務大臣の名答弁で、猪俣さんが得心されたようですから以上で終わります。

○高橋委員長 次に、検察行政に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。志賀義雄君。

○志賀(義)委員 先日來問題になつておる石黒義成を利用した監禁事件の真相、特にその背後關係について明らかにしたいと思ひますので、法務、警察両当局より率直に答弁をお願いする次第でございます。

まず三輪警備局長に伺ひますが、この前石黒が東京、大阪、間に石川をおいてのつち上げ構想があつたといふことを本人が言つておつたといふことは御答弁になつたのでありますが、局長は、これを万惣の支配人が石黒から聞いたといふふうに御答弁でございしますが、私どもの方で万惣の支配人に聞きましたところ、警察にそんな答弁をしたことはない、それを公表されてもよろしい、こういふふうに言つておるのでございしますが、そこはどうか。

○三輪政府委員 警察で本人に聞きました通りこの前お答えいたしましたのでございまして、そのお答えを要するつもりはございません。

○志賀(義)委員 ところが、在庁略式裁判で罰金二万円が確定した、係検事は片倉検事であつた、こういう御答弁が法務省刑事局長からございしましたが、本人よりか、だれから送つてきたものかわからないとこの前おつしやつたのですが、罰金はどこのだれから送つたのでございしますか、受け取りがございしますか、返つてきたのか、その点御答弁願ひたい。

○竹内政府委員 この前も申し上げましたように、判決確定後昨年の十二月十一日に、横浜市磯子区磯子町百六十七、石黒義成という名義の現金書留が地檢に送られて参りました、これを取納したわけでございます。ところで、取納いたしました場合には、罰金納付者に対して領収証が検察庁から渡されるわけでありまして、ただいま申しました住所であつて領収証が発送されたのでございしますけれども、あて名が見つからないという理由で、その領収証は東京地檢に返戻されております。従ひまして、送り主が本人であると推定するはかないのでありまして、本人であるか、また第三者がかわつて送金したかといふふうなことは、領収証の返戻されたというその事実だけからは推定できないわけでありまして、

○志賀(義)委員 私ども、先日申し上げました横濱市磯子区磯子町百六十七、石黒義成という人物はおられます。いないとすると領収証は返つてくるでせう。そうしますと、これはしごくあいまいな人間を釈放した、こう

いうことになりませんか。第一身元引受人がわからない、だれがつき添つてきたのか、こういうことがはつきりしない。率直に申しませんが、検察庁、少し警察庁にいたしませんか。はなはだ妙な事件でございますか。罰金を納付した領収証を送つたところがそれがつかない、こういう事例が今まで日本の検察史上ございしますか。

○竹内政府委員 これは遺憾なことではございますが、問々あるといふことを申し上げざるを得ないのでございします。これはどういふわけかと申しますと、いわゆる領収証が葉書の形をとつておりますこの形式に欠陥があるかと思ひますが、とにかく罰金の領収証のようなものを郵便物で受け取るということは、みえから申しまして、他人に対する關係から申しまして、あるいは恥ずかしいと考える向きもあるかと思ひますが、実際に郵便で罰金を納めてくる場合には、相當数の者が虚偽の住所を使つたりなどして送つてくるようございまして、そのあて先に送りましても届かないで戻つてくる例が相當数あるといふことが実情のようございします。

○志賀(義)委員 このことはもう少しあとで伺ひたい。

次に、警察庁では、前回私が質問した石黒がいた荒川荘の場所を問ひ合せてこられました。私の方で教えましたが、石黒の所在はその後わかつておりますかどうか、それを伺ひたいと思ひます。

○三輪政府委員 この前のお尋ねでお伺ひいたしました荒川区の荒川荘というところでございしますが、ここを調査

いたしましたところが、去る二月二十二日、二十四日、三月四日、七日及び八日に大高光一という名前で同旅館に宿泊した人物があるようございします。これが本人であらうといふことを管理人が言つておりました。なぜこれが本人であるかといふことを押して聞きますと、三月八日に本人が外出先から歸つて参りました。夜中のようございしますが、今入つた石黒に会わせてくれといふことを言つたところでございします。いや、あれは大高という人だといふことを申しましたところが、あれは石黒に違ひないといふことで何かメモを渡して、これを渡してくれといふことであつたやうでございします。そういたしました、その石黒という人物と一緒に泊つておりました木村博という、左官屋だやうでございしますが、これが出て参りまして、石黒という人物ではないといふことで、その問答も許しいことはあつたん覚えていないやうでございしますが、会はずに歸つたといふことを言つておりましたので、この大高という人物が石黒という人であらうか、こういふことを言つておられたやうでございします。しかし、現在はそこにおりませんわけでございます。

○志賀(義)委員 どこにおるかおわかりになりますか。

○三輪政府委員 現在の所在は私どもわかつておりません。

○志賀(義)委員 ところで三月十五日のことでございますが、岩間正男参議院議員が竹内刑事局長に、大塚上町二十八番地五十嵐三郎所有のアパートにいる、法務省勤務と稱している坂井七郎なる人物について調査を依頼いた

しました。法務省は警察庁にも連絡されて調査されたようですが、その結果はいかがであったのですか、どういふ人物であつたのでしょうか。

○竹内政府委員 そのとき岩間さんからお尋ねがありました坂井七郎という人は、何か法務局に勤務しているというふうなことを言つておるので、法務局にそのような名前の方がいるかどうかというのを調べてもらえないかというところでございまして、よその局の職員でございまして、その局を通じて、いろいろかを調べましたところ、そういう名前の方は法務局には在勤していないということでございまして、それからなお警察庁にも、五十嵐繁三郎方に住んでおるといふことでございまして、そういうところから坂井という人が住んでいるかどうかといふことを警察庁から所轄の警察の方を通じてお調べになったと思いますが、調べていただきましたところ、坂井という人は昭和三十六年十一月から五十嵐繁三郎の経営するアパートに住んでおるのでありますが、現在ではないというところでございます。

○志賀(義)委員 私がここで質問したのは、去る三月十四日でございます。三月十四日に、その坂井七郎というのは五十嵐アパートの自分の表札をめぐつてどこかへ行つてしまひました。私が質問した直後です。これが五十嵐アパートにいた坂井七郎という男でございます。

〔写真を示す〕
これはアカハタにも出ました。昨年十一月十日のこの法務委員会で、渡辺道夫という人物について私がお尋ねしたときに示した写真であります。そのとき

きにそういう人物は知らないというお答えでございました。この坂井七郎という者の本名は鈴木英夫で、神奈川県警備部公安課鈴木英夫警部補であります。その人物が目をつぶつておりますからわかりませんが、写真をとるときはそういうふうな目をつぶるものですから……。これは別のところで私が、目をあけていゝところをとつた写真です。

〔写真を示す〕

これが鈴木英夫警部補です。これが坂井七郎という名前を使ってここに住んでいたのであります。その鈴木英夫警部補の住所は横浜市中区本郷町三丁目二百二十二番地に奥さんと子供さんと一緒に住んでおります。しかもこの五十嵐アパートに別の婦人と同居しております。三月十四日私が質問したその日に消えてなくなりました。つまりアパートの部屋に郵便受けがあつて、そこに張つてあつた名刺をはがして行つたのであります。それで、ここでは法務省の役人だと言つておりました。法務大臣しかりして下さいよ。法務省の役人と言つていた。その人物がここにいたことはみな人が確認しております。これは何か神奈川県で特別に捜査本部を設けたり、その他どうしても東京のこういうアパートに住んで捜査をしなければならぬやうなことがあつて警察庁なり警視庁なりが同意してこちらに住んでおるのでございまして、向こうにはちゃんと奥さんと子供さんがいる。そしてここにいます。これは御存じでしょうか。

○三輪政府委員 大へん重大なことを断定なさいましたので、これは私も責任を持つて調べるつもりでござい

す。今のお言葉は、横浜に妻のいる警部補が、三十六年十一月から別の婦人とこのアパートにおつたというところをおつしやいました。この断定をされた事実について、私どもは警察の責任において調べてみます。しかし、私は存じませんのでここで断定的なお答えはできませんけれども、神奈川県警部が三十六年十一月からここにすつと住んで東京で仕事をしなければならぬという捜査本部の事件もございせんし、またそういう事件もございせん。事柄によりましては、県境を出まして関係のある事件の捜査をする、これはございまして、し

〔写真を示す〕

かし三十六年十一月からと申しますと実に一年有余でございまして、そこに住んで東京で仕事をするといふやうなことはございせん。これは一般的なことでございまして。ただ、今断定なさいました非常に重要な事柄につきましては、責任を持つて調査をいたします。

○志賀(義)委員 近所の人たちの話で、婦人と同居しておつた。これはどういふ関係にあるか私はまだわかりませんよ。それを調べていただきたい。ところで、その坂井七郎という人物は架空の人物ではないのです。実在の人物です。東京都文京区長井形卓三発行の住民票の謄本がここにございまして、これによりまして、坂井七郎なる人物は、新潟県中蒲原郡亀田町大字亀田千四百五十四番地にありました。それから三十六年四月二十日、五十嵐アパートへ住民票を移しております。住民登録を覚えております。こういう人物であります。ちゃんと区役所に登録してありますから、これは間違いのない

いことでしよう。そこで、その坂井七郎というのはどういふ人かといふと、その写真と違ふ。この人が本物の坂井七郎であります。

〔写真を示す〕

違ひでしよう。そして、その坂井七郎という人は、新潟県にいたときにはどこに勤めていたかといふと、新潟地方公安調査局に事務官として勤めておりました。ここにその坂井七郎という名前がちゃんと名簿に出ております。

〔写真を示す〕

名簿の写真でございまして。坂井七郎。そして、これが今の大家の五十嵐アパートの写真でございまして。

〔写真を示す〕

法務大臣、この人は今関東公安調査局に勤めているやうでございまして。法務大臣に伺いますが、この住民票によりまして、三十七年八月十二日にまたもとの新潟県の方に住民登録が切りかえられております。そして、この三月十四日まで、その坂井七郎、という名義のところに今の鈴木警部補がいたといふことになりました。一体どういふことがあるものでしょうか。法務大臣、公安調査庁の役人が、警察の人と、この住居についてどういふことをするといふことは、あり得ることでしょうか。こういうことを一々法務大臣に申し上げるのはいさし殺生かもしれせんけれども、世の中にこういうことが事実あるが、それは法務大臣として、どういふことはお許しになれることでしょうか、どうでしょうか。

○中垣國務大臣 資料も何にも持つておりませんけれども、また全くこれは初耳でございまして、私には真偽のほどわからないのでありますが、一

般的な問題といたしましては、さうなことがあつてはならないと思ひます。

○志賀(義)委員 警備局長に伺ひますが、こういうふうな、いざという場合を考へてどういふことをなさることがあるのでしょうか。

○三輪政府委員 たゞたび情報活動でほんとうでない名前で言うといふことが問題になりましたが、そういう権力を使わないで話を聞く場合に、いきなり警察官であるといふ名を名乗らない場合はあるかもしれせん。しかしながら、今の御指摘のような実在する人物の住民票を使つてその人物になりまして、そしてそこに住んでおるといふやうなことはあり得べからざることでございまして、また警察もそんなことをやつたことは絶対ないと私確信をいたします。

○志賀(義)委員 そういふふうに絶対確信と言われまして、昨年十一月十日のあなたと私の問答をここで読み上げてみましよう。渡辺道夫という男です。「共産党の中央委員会勤務の宇田慎一郎に対して、途中で」といふのは公安調査庁が関係してしじつたのですが、「途中で関東興信所渡辺道夫という人物が出ました。これは私どもの判断では、どうも公安調査庁の人間ではないのです。どうでしやう、警察じゃありませんか。」と私が聞きましたのに対して、あなたは、「アカハタ」を拝見しましたが、警察の者だといふ報告はどこからも聞いておりません。そこで私が、「それでですか、報告がきません。」「志賀(義)委員、三輪説明員に写真を示す」渡辺道夫というのは、写真をとるときに後日

証拠が残っちゃいかぬというのを目をつぶったのです。こういうようなことは、局長くらいになると一々覚えがないかもしませんが、人相に覚えがございませんか。お答えとして、「たたいま御呈示になりました写真は、「アカハタ」にたしか載っておりましてけれども、私が知る男ではございません。私がさらに「警察にない」というのは、お調べになった結果ないと言われるのか、まだ調べてないのか、調べたけれどもまだその調べが終わっていないのか、その三つのうちどれに当たりますか。それでお答えとして、「警察という御指摘でございますれば、私の方が積極的に調べるのでございますけれども、私の方で警察だと判断される材料もございませんし、格別調査を命じてはおりません。」というところなんです。しかし、私どもの調べたところでは、ただいま申し上げた通り、神奈川県警の鈴木英夫警部補でありまして、こうなりますと、これはきわめて重大ですね。石黒の背後にこの人がおられます。この人は関東興信所のこの事件もありました。まだそのほかにもこの人の関係したこともあるのでございます。私もいろいろ調べておるのでござい

物が、私はそんなこと見たことがない——そこでその写真を示したら、みんな確かにこの人だと確認する。その警部補がいた。これは一体どう解釈できますか。これは現代版の忍びの者ではあります。本人の写真は戸高公徳の場合もちゃんとお示しをしたのです。それを当時の警察庁長官は最後まで知らぬ存ぜぬ。警察庁にいますよ、警察大学校にいますよ、これでも調べられない。どうしてこういうことをなさるか。そこで私は、法務省の方でこの坂井七郎という人物を至急に正確にお調べ願いたいと思います。

それ警察庁にお尋ねしますが、この三月十八日、と申しますと、きのうでございますが、あなたの部下がここをたずねて居るのです。何にも御存じないようなことをおっしゃるけれども、警察の方がこの大塚の五十嵐アパートに行っておられるのです。つまりあなたは、昨年十一月十日に私が法務委員会で言ったときに何にもお調べにならなかったが、少なくともここまですれば、官生事件といひ、島根県警の文書といひ、これは統出するスパイ事件の一つだと私は思う。共産党の歴史を見ますと、こういうふうにスパイ事件をやられるときには、とかく日本にとって不祥事件が起こります。大森で銀行ギャング事件が起こったときには、戦争へぐつと入っております。それから下山総裁が殺され、松川事件が起こったあたりでは、朝鮮で戦争が起こっております。どちら共産党の幹部が、また共産党がそれを理由に弾圧されております。私も、こういう

経験がありますので、今度は事の起こらない前に法務大臣にお目にかかって申し上げ、また警察庁長官にもお話ししたので。こういうことが今日までの経過です。そうしてこの坂井七郎と鈴木警部補は、約一年にわたって今申した石黒義成を利用してスパイ活動をやらせ、そして今度は、先日申し上げたようなでつち上げ事件を行なっているのです。横浜石磯子区磯子町百六十七、ここからの送付とこの坂井七郎と関係はないのでしょうか、どうでしょう。そういう点も一つお調べになる必要があるかと思うのであります。

事柄自体は不発に終わりましたが、あるいは大森銀行ギャング事件、あるいは下山総裁事件、松川事件のようには、世間の耳目を聳動するに至らないでおさめることができました。いいですか、この石黒という男は、今度のでつち上げ事件の脚本百八ページくらいのもので毎日暗記しておったのです。それでこの石黒という男は孤児であります。本人は孤児と申しております。もう少し詳しい事情もあるようでございますが、成長期を少年鑑別所、それから私立の矯正院などで過ごしたというのであります。こういう青年の弱点を利用して、警察がこれをスパイに利用するなどということは、人間を悪い道から救って正しい道につかせるといふ警察の本旨からいって、絶対にしてはならないはず。現に私どもの党員で、矯正院においてこの男を矯正するために全力をあげた者もいるのです。共産党がこの不幸な少年を助けようとするときに、警察が逆に

これをスパイに使う、何ということでもう少し申しましょう。今度の事件が奇想天外でないことは、石黒が石川県から母危篤の電報で呼び返され、途中で共産党に拉致されるというくだりで事が始まっているのであります。石黒は下谷北署から、きわめて計画的に、あれほどの凶器を持って忍び込んだ事件を在庁略式命令で罰金二万円で済まされ、その罰金はどこからきているのかわからぬ、こういう事件であります。それで母危篤の電報を打って石川県羽咋市本町の板金水道工事の本多工務店というところにはしばらく勤めておりました。これは今の鈴木警部補から行けと言われた、こういうこととでもいわれております。そうして母危篤の電報は、調べてみますと、一月九日にちゃんと打たれております。それで、あなたは今重大な事件とかなんとかいうことで開き直ったようなことをおっしゃったけれども、柴田正子、柴田勝代、傷害を受けた勝代さんとそのお姉さん、石黒が坂井と鈴木警部補と関係を持っておったことは、この二人の女性もはっきり知っております。こういうことであります。

まだ幾らもあるのでございますが、この鈴木英夫警部補は、法務省の名をかたたり、興信所だというにせの看板を上げたり、偽名を使ったり、法務省の役人の名をかたるところか、これはどういふ関係にあるのかはつきりしませんけれども、こういう住民票、こういう記載のあるようなことまでです。あなたは先ほど神奈川県警が、東京に来てこういう活動をやるとはな

証拠が残っちゃいかぬというのを目をつぶったのです。こういうようなことは、局長くらいになると一々覚えがないかもしませんが、人相に覚えがございませんか。お答えとして、「たたいま御呈示になりました写真は、「アカハタ」にたしか載っておりましてけれども、私が知る男ではございません。私がさらに「警察にない」というのは、お調べになった結果ないと言われるのか、まだ調べてないのか、調べたけれどもまだその調べが終わっていないのか、その三つのうちどれに当たりますか。それでお答えとして、「警察という御指摘でございますれば、私の方が積極的に調べるのでござい

物が、私はそんなこと見たことがない——そこでその写真を示したら、みんな確かにこの人だと確認する。その警部補がいた。これは一体どう解釈できますか。これは現代版の忍びの者ではあります。本人の写真は戸高公徳の場合もちゃんとお示しをしたのです。それを当時の警察庁長官は最後まで知らぬ存ぜぬ。警察庁にいますよ、警察大学校にいますよ、これでも調べられない。どうしてこういうことをなさるか。そこで私は、法務省の方でこの坂井七郎という人物を至急に正確にお調べ願いたいと思います。

それ警察庁にお尋ねしますが、この三月十八日、と申しますと、きのうでございますが、あなたの部下がここをたずねて居るのです。何にも御存じないようなことをおっしゃるけれども、警察の方がこの大塚の五十嵐アパートに行っておられるのです。つまりあなたは、昨年十一月十日に私が法務委員会で言ったときに何にもお調べにならなかったが、少なくともここまですれば、官生事件といひ、島根県警の文書といひ、これは統出するスパイ事件の一つだと私は思う。共産党の歴史を見ますと、こういうふうにスパイ事件をやられるときには、とかく日本にとって不祥事件が起こります。大森で銀行ギャング事件が起こったときには、戦争へぐつと入っております。それから下山総裁が殺され、松川事件が起こったあたりでは、朝鮮で戦争が起こっております。どちら共産党の幹部が、また共産党がそれを理由に弾圧されております。私も、こういう

経験がありますので、今度は事の起こらない前に法務大臣にお目にかかって申し上げ、また警察庁長官にもお話ししたので。こういうことが今日までの経過です。そうしてこの坂井七郎と鈴木警部補は、約一年にわたって今申した石黒義成を利用してスパイ活動をやらせ、そして今度は、先日申し上げたようなでつち上げ事件を行なっているのです。横浜石磯子区磯子町百六十七、ここからの送付とこの坂井七郎と関係はないのでしょうか、どうでしょう。そういう点も一つお調べになる必要があるかと思うのであります。

事柄自体は不発に終わりましたが、あるいは大森銀行ギャング事件、あるいは下山総裁事件、松川事件のようには、世間の耳目を聳動するに至らないでおさめることができました。いいですか、この石黒という男は、今度のでつち上げ事件の脚本百八ページくらいのもので毎日暗記しておったのです。それでこの石黒という男は孤児であります。本人は孤児と申しております。もう少し詳しい事情もあるようでございますが、成長期を少年鑑別所、それから私立の矯正院などで過ごしたというのであります。こういう青年の弱点を利用して、警察がこれをスパイに利用するなどということは、人間を悪い道から救って正しい道につかせるといふ警察の本旨からいって、絶対にしてはならないはず。現に私どもの党員で、矯正院においてこの男を矯正するために全力をあげた者もいるのです。共産党がこの不幸な少年を助けようとするときに、警察が逆に

これをスパイに使う、何ということでもう少し申しましょう。今度の事件が奇想天外でないことは、石黒が石川県から母危篤の電報で呼び返され、途中で共産党に拉致されるというくだりで事が始まっているのであります。石黒は下谷北署から、きわめて計画的に、あれほどの凶器を持って忍び込んだ事件を在庁略式命令で罰金二万円で済まされ、その罰金はどこからきているのかわからぬ、こういう事件であります。それで母危篤の電報を打って石川県羽咋市本町の板金水道工事の本多工務店というところにはしばらく勤めておりました。これは今の鈴木警部補から行けと言われた、こういうこととでもいわれております。そうして母危篤の電報は、調べてみますと、一月九日にちゃんと打たれております。それで、あなたは今重大な事件とかなんとかいうことで開き直ったようなことをおっしゃったけれども、柴田正子、柴田勝代、傷害を受けた勝代さんとそのお姉さん、石黒が坂井と鈴木警部補と関係を持っておったことは、この二人の女性もはっきり知っております。こういうことであります。

まだ幾らもあるのでございますが、この鈴木英夫警部補は、法務省の名をかたたり、興信所だというにせの看板を上げたり、偽名を使ったり、法務省の役人の名をかたるところか、これはどういふ関係にあるのかはつきりしませんけれども、こういう住民票、こういう記載のあるようなことまでです。あなたは先ほど神奈川県警が、東京に来てこういう活動をやるとはな

こかへ行ってしまった。こういうことがあるのです。一つ十分お調べいただきますかどうか、お答え願いたいと存じます。

○中垣国務大臣 きょう初めて志賀さんからいろいろなことを聞かしていただいたわけでありますが、何ともかんともども申し上げようがないのでありまして、私の関係機関を通じて十分調査をいたしてみたい。調査の上でいろいろなことをお答えさせていただきます。

○志賀(義)委員 調査して、ただいま申し上げた通り、どうも違法行為も違法活動も何も問題にならないところでございますが、そういう点が明らかにになりましたら一つ十分善処していただきたいと思うのでございます。法務大臣は初めてお聞きになった。これは事態がいろいろ複雑だが、私も率直に申し上げるから、法務大臣はそのつもりでお聞き願いたい。これが今のようなことでございます。法務大臣は全く御存じない。おそろく刑事局長も意外のことでございます。こういうことが世の中にありますから、刑事局長も検察庁もかりかしてるとえらい目にあります。在庁略式命令に片倉検事が出た。子供みたいに警察に扱われているじゃないですか。検察の威厳どうしますか。これはおそろく法務大臣のお考えとは全然別個にあるのです。こういうことをこのままにしておきますと、ますます悪い事態が起こります。まだきょうの段階では申し上げないで、今後の事態の動き、あなた方の対処なさるところを十分私ども見て、ことに今警察の方でどういうふうにやられるかを見たとさらに進んで

いきたいと思うのでございますが、公安調査庁にせよ、公安警備警察にせよ、これまで私はたびたび法務委員会で問題にいたしました。こういうことがあるのです。結局、こういうことがあるから、権利を乱用することになるのでありまして、私も、こういうものはこの際廃止しなければならぬというこれまでの主張をかく繰り返すのでございます。きょうここで政治論に至ることは——もう少しあなた方の御調査を待つていたことにいたします。

それ、ここに私は法務大臣に文書を差し上げます。これはこの事件に関する資料でございますから、よろしくございませう。

○高橋委員長 どうぞ。
「志賀(義)委員、中垣国務大臣に文書を渡す」

○志賀(義)委員 これが資料で、これはきょう私が記者会見をした場合の談話の文書でございます。これについて十分御検討いただきたいと思ひます。こういうことでございます。どうも長時間あれでございますけれども、一つ委員長にお願いしたいのは、世の中にはこういう奇々怪々のことがございますから、一つ十分……。刑事局長にもこれを差し上げておきます。

○高橋委員長 大いに参考になったこととでございます。

○高橋委員長 この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。理事会の申し合わせによりまして、再審制度について、アジア極東犯罪防止研修所教官安倍治夫君を参考人と

し、その出頭を求め、意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○高橋委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

なお、参考人の意見聴取は、来たる二十二日再審制度調査小委員会において聴取することといたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時五分散会

〔参照〕
商法中改正法律施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)に関する報告書
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕